

平成 29 年度 訪独調査結果

**平成 29 年度
ドイツにおける動物保護の
取組みに係る調査業務
報告書**

平成 29 年 5 月 30 日

特定非営利活動法人アナイス

目 次

1.	調査の目的と諸条件	1
(1)	言語と語意について	1
(2)	平成 29 年度調査概要	5
2.	ドイツにおける動物福祉（保護）の活動	8
(1)	動物保護団体の構成図（例）	9
(2)	ブリーダー連盟の構成図（例）	9
3.	ヒアリング内容	10
(1)	ドイツ犬連盟（Verband für das Deutsche Hundewesen (VDH) e.V.）	10
補足 1	犬と飼い主のライセンス	14
(2)	ドイツ動物保護連盟本部（Deutscher Tierschutzbund e.V.）	15
(3)	連邦食料・農業庁 セクション 321 (Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL) Referat 321)	18
(4)	アルベルトシュバイツァー ティアハイム（Tierheim Albert Schweitzer）	24
(5)	ハノーファー獣医大学（Institut für Tierschutz und Verhalten）	25
(6)	ハノーファーティアハイム（Tierschutzverein Hannover）	29
補足 2	犬と飼い主のライセンスの取得の義務化について	31
(7)	ブランデンブルク州政府（Landesregierung Brandenburg）	32
(8)	ベルリンティアハイム（Tierheim Berlin）	37
補足 3	動物保護施設の運営について	40
補足 4	マイクロチップの装着と登録について	41
4.	画像	42

1. 調査の目的と諸条件

日本では、ドイツの動物保護施策等についての部分的な情報をもとに、ドイツの制度と日本の制度を単純比較しているケースが散見され、中には相反する情報がインターネット等を通じて発信されているケースもある。

本調査においては、これらの情報の裏付けと真偽の確認のために、ドイツにおける動物福祉施策や民間団体による活動の現状を把握することを目的とし、動物愛護管理担当職員とともに訪独し、ヒアリング形式での情報収集に当たった。

ヒアリング先の選定にあたっては、在東京ドイツ大使館からもアドバイスを受け、動物保護団体だけでなく、国、地方自治体、獣医大学、業界団体、店舗などを選び、偏りが生じないように配慮した。

(1) 言語と語意について

ドイツ語と日本語との翻訳を経て行う調査においては、通訳者が有する動物保護や愛護、管理制度、法律関係、業態に関する知識や動物の飼育経験の有無が、的確な回答を得る上で大切な要素となる。

また用いる単語も、欧州と日本とで「語意」、「単語が示す業態」、「単語に対する状況認識」等が異なるため、単語の定義を双方で確認しつつヒアリングを進めなければならない。

そのため、通訳者に事前資料を提供し、現状と必要事項、調査目的を伝え、業界用語や語意を予めリストアップすること、訪問先に質問事項と背景を伝えておくことで、より正確なヒアリングが行えるように取り計らった。

また、通訳者にはドイツ在住の日本人を雇用することで、通訳時に生じるニュアンスのズレがないように計らった。しかしながら、多少ニュアンスの違いが生じている可能性があることは注意が必要である。

【事前の説明と確認が必要であった事項】

①ティアハイム (Tierheim)

ドイツの各都市に設置されている動物保護施設が「Tierheim.weimar」(ティアハイム・ワイマール)、「Tierheim - rostock」(ティアハイム・ロストック)等と呼ばれるため、日本では、「ティアハイム」という組織名称だと思われている傾向があるが、ドイツ語の「動物 (Tier) の家 (heim)」であり、日本語に置き換えると「動物保護施設」に類した意味となる。

現在、日本において「ティアハイム」という言葉を使用する際に、ドイツ国内の動物保護施設の名称を意味している場合と、ドイツにおける保護活動を行う組織の総称として広義に使用されている場合があると思われる。

ドイツの代表的な動物保護施設である「Tierheim-Berlin」(ティアハイム・ベルリン)は、ベルリン動物保護協会 (Tierschutzverein für Berlin und Umgebung Corporation e.V.) が設置・運営している動物保護施設である。

②ブリーダー (Züchter)

現在、日本において「ブリーダー」という言葉は、「動物愛護及び管理に関する法律」でも示されているとおり、営利性がある業として第一種動物取扱業に該当する職業を示す言葉として用いられることが多い。一方、ドイツの状況を日本に照らし合わせた場合、大きく分ける

と「商業ブリーダー」(定義あり)と「ホビーブリーダー」があり、多くは愛犬家、愛猫家が、飼育している動物を交配(繁殖)させる「ホビーブリーダー」(個人ブリーダー)で、日本で「ブリーダー」と呼ばれる業態とは異なる。

例えば、純血種でその犬種の協会に属する場合、協会により母犬として繁殖して良いかどうかを、定められた規程に基づき審査され、「ブリーディングに使用して良い犬」として認定される。

産まれた子犬を販売する際の参考価格等が示されているケースもあり、血統や受賞歴、スタンダードとされる規定(毛色・体格)などによって価格に差が生じている。飼い主は、飼育動物に子犬や子猫が産まれた場合、協会の参考情報を元に子犬を新しい飼い主に販売するが、最終的な価格設定は飼い主の判断による。

協会に属する犬の場合、ブリーディングに使用する犬は協会に登録されており、産まれた子もマイクロチップなどにより個体識別され協会に登録される。

このように、業ではなく販売が反復継続しない場合においても、全ての飼い主がブリーダーになりうる点で、「ブリーダー」という言葉の定義が日本とは異なっていた。

純血種の場合、繁殖は「愛犬の血統を守るため」の行為であり、子犬の譲り渡しに対しても、育成に係った費用の対価とし、当然のこととして有償で譲渡されるため、「ホビーブリーダー」(趣味の繁殖)という呼称に対して、「単なる趣味ではない」という意識が感じられる。

一方、「商業ブリーダー」に関しても、単純ではない。

「ドイツ犬連盟」**Verband für das Deutsche Hundewesen (VDH)**に属し、同連盟で定められた繁殖規則(**Zucht-Ordnung**)に従って、動物の福祉を守り繁殖するブリーダーは「**Berufszüchter**」(職業ブリーダー)という、専門家としての職域を示す呼称をもつ。

「ドイツ動物取扱専門業者中央連盟 (**ZZF**) **Zentralverband Zoologischer Fachbetriebe Deutschlands e.V.**」に属する会員の中にも、**Heimtierzüchter**(ペットブリーダー)が存在するが、同連盟からの情報によると、完全に利益追求型の大型な犬や猫のブリーダーはドイツにはほとんど存在しないため、会社組織のみを会員に数えている同連盟には、犬猫を専門としない小動物や鳥などのブリーダー専門業者の登録のみとなっている。

ただし実際には、協会や連盟に加入していない繁殖業者もあり、それ自体は合法ながら、前述のVDHなどは利益追求型小売業者やブリーダーを警戒する規約を定めている。

ドイツ動物保護法(施行規則 番号 12.2.1.5.1)における登録が必要な商業ブリーダーの定義に、飼育頭数(例:妊娠可能な犬3頭以上)があるため、繁殖可能な雌犬を3頭以上飼育している飼い主も商業ブリーダーの登録対象となる。

このような制度上の違いも、日本とドイツ間で「ブリーダー」という言葉を単純に用いたやり取りを行う際の混乱の一因になる。

したがって、日本で問題とされているパピーミルや、流通に関する質問に対しては、最初に、日本の動物の販売体系(ブリーダー⇒小売店⇒飼い主)や、現状を詳細に説明し、ドイツと日本との認識の違いを確認する必要がある。

③動物保護団体 (Tierschutzorganisation)

ドイツでの動物保護活動への取り組みにおいては、Tierschutzverein (SPCA : Society for the Prevention of Cruelty to Animals 動物保護協会) に代表される種々の保護団体が存在し、それらを「動物保護団体」(Tierschutzorganisation) として一括りにでき、そこに「動物保護活動家」が補足的に存在する。

日本においては動物飼育の専用施設と敷地を有し、動物保護活動を行っている組織は少なく、多くは個人やグループが自宅等を用いて活動しており、法人格を持たない活動が多い。

このような活動形態は、ドイツにおいてはテーマに沿った市民の活動を指す「Bürgerinitiative」と解釈されることから、日本で使用されている「動物保護団体」という単語をそのまま訳して使用すると、活動や組織の規模・状態に誤差が生じるため注意が必要であった。

④動物保護施設 (Tierheim)

日本においては、常設の動物保護施設として「動物愛護センター」等公設の施設があるが、設置された時期によって、動物の保護を目的とし建設された施設と、狂犬病予防法に基づき捕獲した犬を殺処分することを目的として設置された施設が現存しているため、炭酸ガス等による処分設備や遺体を焼却する窯を持っている施設がある。

ドイツでは、所有権放棄される動物は飼い主によって動物保護施設に持ち込まれる他、街に遺棄された動物は住民によって動物保護施設に持ち込まれる。

また、飼い主不明の放浪動物は住民からの通報により、自治体機関 (消防署や警察を含む) を介して動物保護施設に入り、同施設内に設置された自治体からの委託保護スペースにて飼育され、定められた一定期間は自治体が飼育費用を負担する。期日経過後は動物保護施設を運営する組織が事実上、費用負担しているケースが多い。

このような制度の違いと、③動物保護団体に示した日本での個人宅での動物保護飼育の形態差から、「日本には動物保護施設はあるのか?」といった疑問に対し、③の活動形態と、④の保護施設の由来を説明する必要が生じた。

⑤動物愛護活動

日本で用いられている「動物愛護」に該当する適切な言葉がなく、動物福祉 (Animal Welfare) ではドイツ語で「Tiergerechtheit / Tierwohl」にあたるが、一般的には動物保護「Tierschutz」が用いられているため、本調査にあたっては動物保護「Tierschutz」を用いた。

⑥ペット (家庭動物) の定義 Haustier (家動物) と Heimtier (家庭動物)

<ブロックハウスの独辞典から>

Haustier は、人間により利用目的で、あるいは単に趣味や道楽のため家で飼われている動物。

Heimtier は住居内で飼われることが可能な動物、猫やゴールドハムスター、モルモットなど。

<Der Tierheim-Leitfaden (「ティアハイムの手引き」から 出版社: Schattauer) >

Haustier には、昔から人間の身近に飼われている動物が属する。もともとは人間に有用な動

物であったが、今では多くの場合に実質的な用途なしに飼われている。この種の動物は人間のお供であり、不足する人間どうしのコンタクトの代替として機能している場合もある。同時に我々をとりまく自然への橋渡しの存在でもある。飼われている動物の種類の多様性は、人間の関心や欲求がいかにより様々であるかを反映している。

・ **Haustier** に数えられる動物

イヌ、ネコ、カイウサギ（家兎）、矮性のヤギ、ヒツジ、ポニー、ロバ、ミニピッグ、イエバト、アメリカダチョウとエミュー

Heimtier とは、ペットショップで販売されている様々な種の動物で、もともと利用価値のある動物として飼われていた **Haustier** に対して、全く経済的利益がなく、その大部分が人間との直接のコンタクトなしに飼われているものである。哺乳類の小さなもの、鳥、爬虫類、鑑賞用の魚である。

・ **Heimtier** に数えられる動物

哺乳類の小さなもの（29種：モルモットやハムスターに並び南米、シリアの砂漠、モンゴル、イラン、アフリカなどの外来種多数）、鳥（7種、カナリア、オウムのほかインドの熱帯雨林、ヒマラヤなどに生息する鳥）、爬虫類（9種、様々な亀、カメレオン、蛇の他、バジリスクトカゲ、イグアナ、アガマ科のトカゲなど）、鑑賞用の魚

⑦野良犬（飼い主がいない犬）の定義

「野良犬」については通訳を介すると、「飼い主がいたけれども、捨てられたり逃げ出したりして街を放浪する犬」といった「犬の状態を示す表現」になる。ドイツにおいては、そのような状態の犬がいた場合、ただちに通報されティアハイム等に保護収容されることから、街中で長時間（何日も）にわたり犬だけが放浪する状態が少ない。

したがって「野良犬はいない」との回答となり、あたかも犬が遺棄されることはなく、飼育継続が不可能となった場合には、飼い主によってティアハイムに連れていかれるかのように受け止めていた。

しかし、飼い主がティアハイムに保護されることをあてにし、首輪などの個体識別情報を取外し、放してしまうケースがあることは、ティアハイムに収容される犬の収容状況内訳から想定できるため、実際には犬が遺棄されるケースは存在していた。

また、日本からの質問で使用する言葉が「野良犬」（人に飼育されていた犬が飼い主に遺棄され（または逃げ出し）、市街地や郊外でゴミや生活廃棄物を漁ったり、ボランティアによる給餌を受け地域に存在している）であったり、「野犬（やけん）」（野良犬が時間や代を経て、人との接触が少なくなるにつれて、警戒心が強くなり攻撃性が高まった状態）であったりと、用語の定義があいまいであるため、ドイツ語に訳した場合、質問に対する回答に齟齬が生じた。

(2) 平成 29 年度調査概要

日 程 : 平成 29 年 4 月 9 日 (日) ~ 4 月 14 日 (金) 6 日間

訪問都市 : フランクフルト・ボン・ケルン・ドルトムント・ハノーファー・ベルリン・
ポツダム ※詳細な行程は別表

1) メンバー

環境省 自然環境局 2 名

現地通訳 1 名

有識者 1 名

2) 取材先

①ドイツ犬連盟 (Verband für das Deutsche Hundewesen (VDH) e.V.)

②ドイツ動物保護連盟本部 (Deutscher Tierschutzbund e.V.)

③連邦食料・農業庁 セクション 321 (Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL) Referat 321)

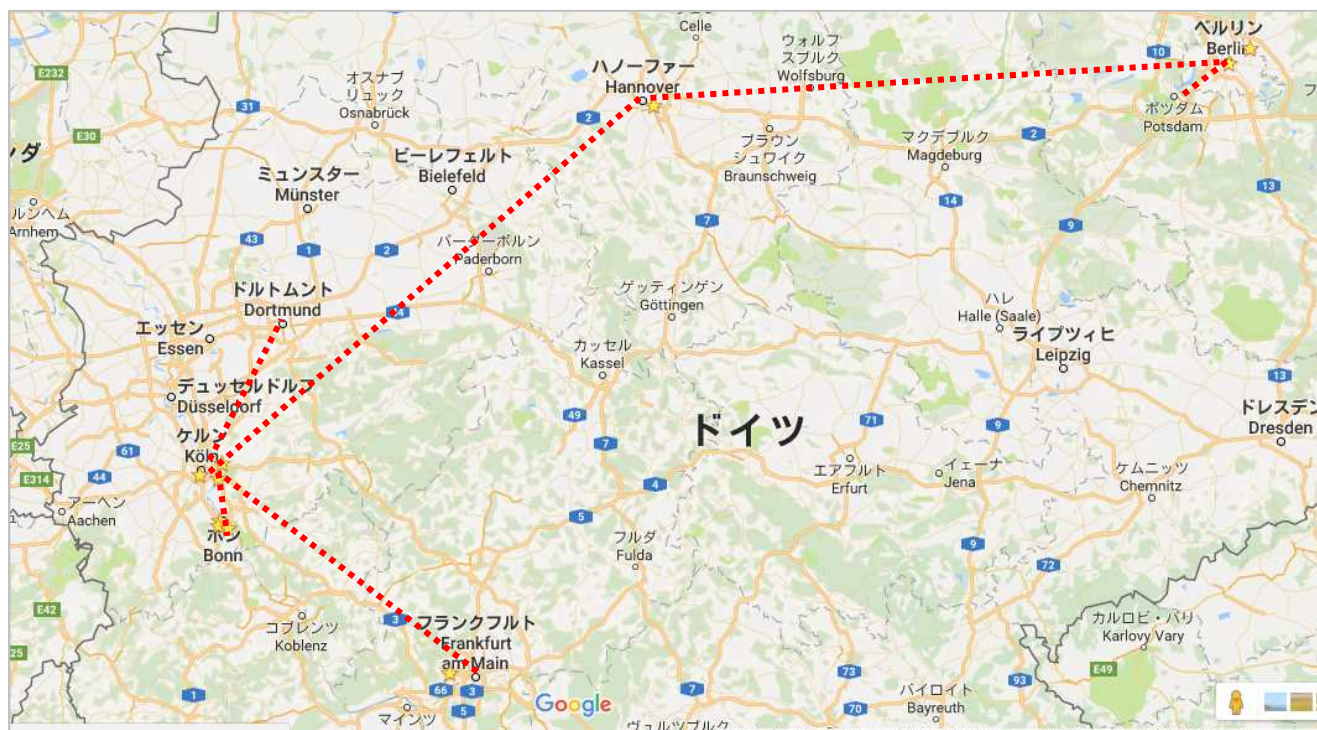
④アルベルトシュバイツアーティアハイム (Tierheim Albert Schweitzer)

⑤ハノーファー獣医大学 (Institut für Tierschutz und Verhalten)

⑥ハノーファーティアハイム (Tierschutzverein Hannover)

⑦ブランデンブルク州政府 (Landesregierung Brandenburg)

⑧ベルリンティアハイム (Tierheim Berlin)



3) 視察・見学先

- ①フランクフルト市内
- ②ケルン市内
- ③ボン市内
- ④ハノーファー市内
- ⑤ベルリン市内
- ⑥ペットショップ

4) 調査項目

①中央政府（ドイツ農業省 321 課 動物保護課）

- ・国としての動物（特にペット等）に関する政策の大きな方針や課題等について
- ・動物の保護だけでなく、野犬等による公衆衛生や生活環境被害の防止に関する施策
- ・国内での飼養規制に基づく規制の考え方、概要
- ・流通の実態（東欧等からの流入に対してどのような措置を講じるか）
- ・立法化や各種基準の設定に際しての科学的知見など規制の根拠の考え方 等

②自治体の担当部局（ブランデンブルク州政府）

- ・住民に対する動物保護と適正飼養（適正管理）の施策の概況と現状
- ・公衆衛生や生活環境被害防止の観点から実施している措置（野良犬、野良猫問題）
- ・ティアハイム等に対する支援の概況
- ・ペット飼養に対する課税の仕組みと税収の用途 等

③ベルリンティアハイムと郊外（他自治体）に位置する中小規模のティアハイム

- ・運営の仕組み、寄付金や収益を得るための取組
- ・受け入れ段階でのフィルタリング（選別）の考え方（入ってくる動物の素性）
- ・動物福祉の観点からの安楽殺を行う場合の考え方と具体的な措置方法
- ・譲渡を行う際の判断基準、飼い主教育 等

④ドイツ動物保護連盟 本部

- ・動物保護連盟の活動概況
- ・各地のティアハイムの課題と今後の方向性、必要なものは何か

⑤ハノーファー獣医大学 動物保護研究所

- ・動物の保護に関する調査研究の概況
- ・人が動物を飼養することにより効果に関する研究や取組の有無 等



自転車に乗った飼い主が、オフリードの犬と共に走る様子は街中でしばしばみかける。放れている犬が、飲食店の店先等に排尿する姿や、飼い主が気づかぬうちに排便をしている姿も見られる。



排泄に関する問題は日本と同様に生じている。住宅街や児童が遊ぶ公園には犬の糞禁止のサインが設置されている（右）

Tierheim gibt rund ums Fest keine Tiere ab

Maßnahme gegen unüberlegte Geschenke-Wahl

Europas größtes Tierheim will verhindern, dass seine Schützlinge zu Weihnachtsgeschenken werden – und gibt rund um die Feiertage keine Tiere heraus, die möglicherweise später wieder zurückgebracht werden. Vor allem nach Weihnachten würden vermehrt Tiere abgegeben, weil sie doch nicht die richtigen Geschenke gewesen seien, wie ein Sprecher des Berliner Tierschutzvereins sagte. „Dem wollen wir einen Riegel vorschieben.“

Der letzte Vermittlungstag sei daher der 20. Dezember. Interessenten können am 2. Januar wiederkommen. Das Berliner Tierheim hat derzeit etwa 1 500 Schützlinge. Neben den Sommerferien werden den Angaben zufolge in der Weihnachtszeit die meisten Tiere abgegeben. Auch andere Einrichtungen bundesweit haben daher rund um die Festtage einen Abgabestopp.

Angenommen werden gefundene Tiere trotzdem, wie der Sprecher betonte. Ganz auf ein tierisches Geschenk müsse zudem niemand verzichten. „Es gibt die Möglichkeit, das mit Gutscheinen zu machen“, sagte er. Interessenten könnten dann im neuen Jahr zusammen mit dem Tierheim überlegen, welches Tier infrage komme – oder ob der Wunsch nach Hund, Katze und Nager vielleicht doch nicht so groß ist wie zuvor gedacht.

„Man kann auch überlegen, ob man eine Patenschaft verschenkt“, sagte der Sprecher. Damit würden zeitweise die Kosten für ein Tier übernommen. Ob er mehr als nur eine Patenschaft wolle, könne der Beschenkte nach Weihnachten schließlich noch immer entscheiden. (dpa)

クリスマスプレゼントにするためにティアハイムから動物を引き取ることを防ぐ目的で、クリスマス期間の斡旋（譲渡）中止を告知する新聞記事。動物保護施設では、安易に動物をプレゼントしてはいけないことや、ペットを飼う人自身が施設に訪れて選ぶことを啓発している。

2. ドイツにおける動物福祉（保護）の活動

ドイツで動物福祉に関わる活動組織は、民間では「ドイツ動物保護連盟（Deutscher Tierschutzbund e.V. (DTB)）」や「動物保護のための獣医師協会（Tierärztliche Vereinigung für Tierschutz e. V. (TVT)）」、ブリーダーを統括する「ドイツ犬連盟（Verband für das Deutsche Hundewesen (VDH)）」や、「ドイツ動物取扱専門業者中央連盟（Zentralverband Zoologischer Fachbetriebe Deutschlands e.V. (ZZF)）」などが各々の構成団体とともに、業界における動物福祉を守る活動に取り組んでいる。
※「e.V.」は協会を示す。

一例を挙げると、多くのブリーダー協会が繁殖規則の中で、繁殖した犬が飼い主の手を離れティアハイムに行く運命になったばあいには、引き取らねばならないと規定するなどし、飼育放棄への対応措置をとっている例もある。

また、公的にはドイツ連邦食糧農業省や州、自治体に設置された動物局がある。

州は動物保護州弁務官事務所（Die Stabsstelle Landesbeauftragte für Tierschutz (SLT)）を設置、動物保護のための州委員（Die Landesbeauftragte für Tierschutz）を配置している。この州委員は動物福祉のため、動物保護団体や協会、市民と州との仲介役として中立・独立した立場の諮問機関として存在している。対象動物は産業動物も含む。

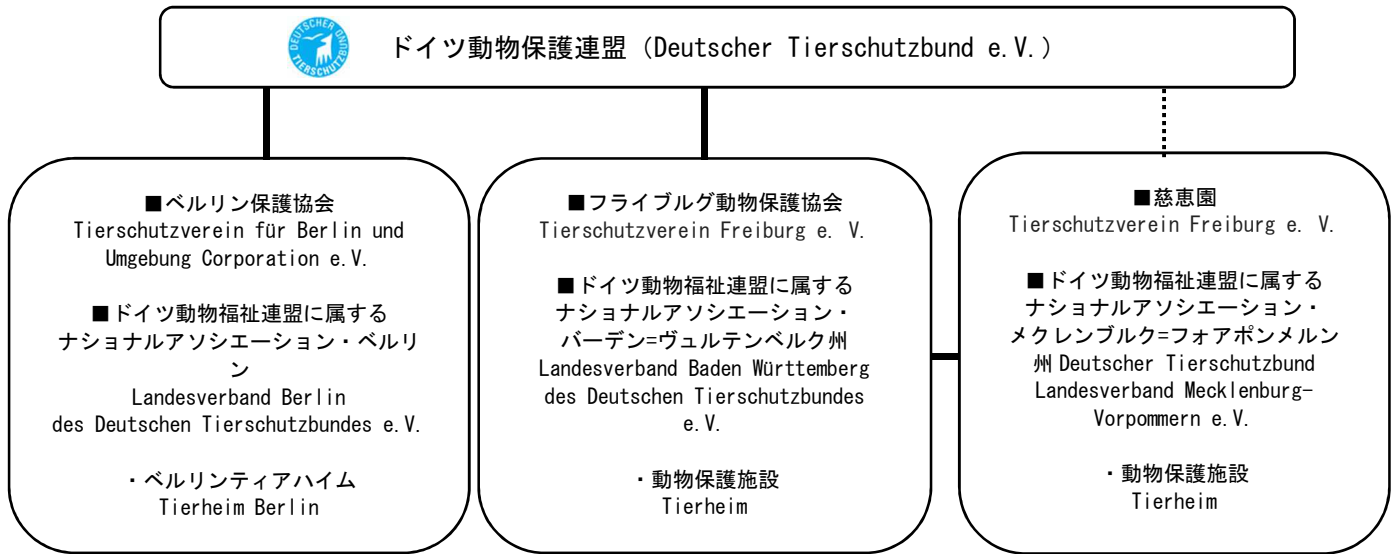
動物保護に取り組む活動は、前述の組織に属していない団体・グループや個人によっても行われている。

活動目的としては虐待からの救出や、飼い主の飼育中断（飼育放棄）による一時収容の後に、新しい飼い主探し等を行う譲渡活動を目的とした施設のほか、様々な動物を終生飼養する「慈恵苑（仮称）Gnadenhöfe」（Gnade は宗教的には神の恵み、恩寵の意）もあり、犬、猫、鳥、馬が保護されている。

その他には Tieraltersheim / Tierhospize（老動物ホーム／動物のホスピス）もあり、老齢、回復の見込みのない病気の動物の世話をする施設として、多くは犬を収容している。

(1) 動物保護団体の構成図 (例)

例) 「ベルリン保護協会」と「フライブルグ動物保護協会」と「慈恵園 (仮訳)」の場合



ドイツ動物保護連盟 (Deutscher Tierschutzbund e.V.) は 740 団体以上の団体会員を持ち、うち 550 団体以上がティアハイムを所有している。会員はウェブサイト等に右図のロゴマークを掲載している。

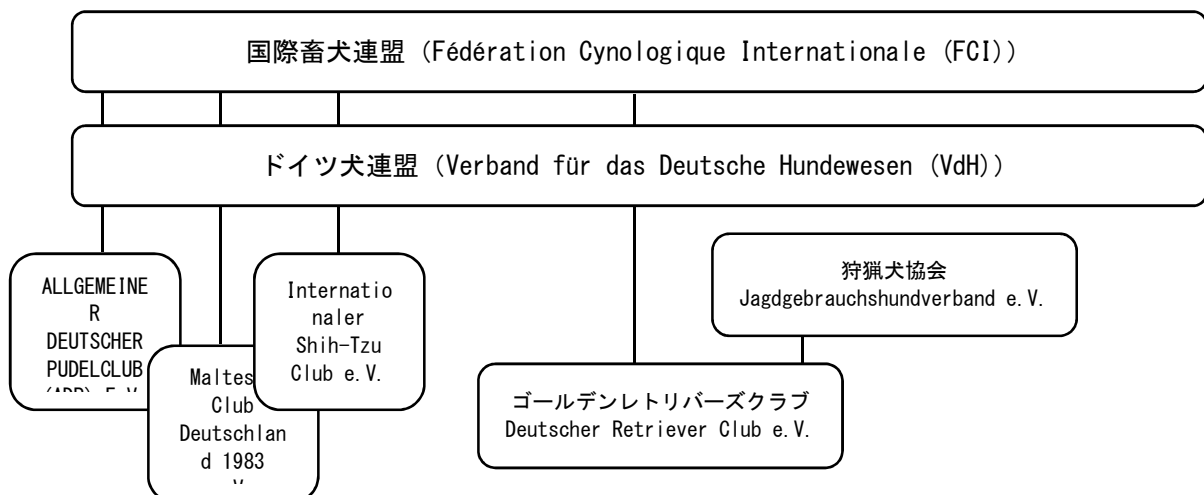


ドイツ連邦が実施したアンケート調査によると、ドイツ国内で動物保護施設をもつ団体は約 1,400 団体あることから、1/3 の団体がドイツ動物保護連盟に所属しており、残る 2/3 は単独で活動していることとなる。

連盟に属するメリットは、「情報の提供」、「法律関連サービスの提供」、「物資や資金援助」、「組織力による行政との交渉」等であるが、一方で会費等を財源とする様々な支援は、資金面で困窮している団体を優先するため、安定した資金力を持つ団体にとっては連盟に所属するメリットが薄くなる。したがって、連携はしつつも、会員として連盟には属さないことを選ぶ団体もある。

(2) ブリーダー連盟の構成図 (例)

ドイツ犬連盟の場合、それぞれのケンネルクラブが VDH を介して FCI に所属し、また犬種の特性に合わせ、必要に応じて狩猟犬協会、小型犬協会等、複数の協会に各々が属している。



3. ヒヤリング内容

(1) ドイツ犬連盟 (Verband für das Deutsche Hundewesen (VDH) e.V.)

所在地：Westfalendamm 174, 44141 Dortmund

面談日：平成 29 年 4 月 11 日 (月) 10:00～

①VDH について

ドイツ犬連盟は、民間の機関であり、公的機関ではない。したがって、法律の立法作業などには関わっていない。

本会に所属する会員の多くはホビープリーダーが加盟する犬種ごとの協会 (177 団体) が構成団体となり一番大きな組織はシェパード協会である。純血種に関する協会は 157 団体。その他には、アジリティ競技などを行っているスポーツドッグの 20 団体が構成員である。

個人会員は 1 万人で、営利目的のブリーダーは会員になることはできない。

ドイツには 690～790 万頭の犬が飼育されていると推定している。また、毎年 50 万頭の子犬が飼育開始されるが、このうち純血種が 30 万頭で、うち 8 万頭が本会所属のブリーダーが産出しており、ドイツ国内で流通する純血種の 30%を占めている。

連盟には代表理事が 1 名、副理事が 2 名、理事が 4 名いて、これらの 4 名が理事による委員会運営に関わる。犬連盟には 21 名のスタッフがいて、ここには会社の経営者としてのポジションの 2 名もいる。そして様々な事業を進めるため、分野ごとに小さな担当委員会を設置している。

②本会の事業や状況について

犬連盟への加盟にあたっては、枠組みとなる規則を定めており、会員になる各協会は、このルールを守らねばならない。

例えば、ブリーディングに関しては、15 ヶ月未満の犬は繁殖させてはいけない。一部の例外はあるが、繁殖年齢の上限を 8 歳とし、それ以下でないといけない。

また、体重は 2 kg に満たない犬は繁殖させてはならない。

これらのルールは、法律で定められたものではなく、自主規制であるが、本会所属会員のブリーダーはこれらを守らないといけない。

その他の条件は、繁殖に際しては、各協会の定めた試験において、犬の行動、健康状態、外見をチェックし、これに合格した犬だけが繁殖して良いと許可される。これらの試験についても、法律ではなく、自己規制である。各協会ですべて細かい規定を設けている。

また、ブリーディングは犬連盟で所管しているが、狩猟犬協会が犬の (狩猟犬としての) 教育訓練を担当している。

犬連盟の使命は、健康な犬をブリーディングすることであり、社会に適用できる犬であることが必

要であることから、感染症管理などについてアドバイスを行っている。
こうして健康の確保に特に留意することで、流通の 30%を維持できていると考える。
そのためには、一頭の子犬につき 600€相当の投資が必要である。

また、犬を適正に飼うことの出来る飼い主に犬を渡している。
例えば、狩猟犬のワイマラナーならば、狩猟をする人に譲る。
こういった規定も、動物保護法には規定されていず、犬連盟オリジナルの規則である。
連盟は、15%程度の会費と 85%の様々な会社運営の収益で運営されている。
主な収入は、純血犬のドッグショーである。

ただし、ドッグショーで、優秀な賞をとった犬がブリーディングに回されるわけではない。
ショーでの評価とブリーディングは分けて考えている。
あくまでも健康などの条件を満たすことが必要である。

犬種ごとの協会にはブリーディングの責任者がおかれている。
ブリーダーは、マイクロチップを入れることが義務になっている他、犬が出産した 3 日後には、責任者が施設に確認に行く義務がある。
そして、8 週間後に再度訪問して、きちんと予防接種が終わっているかどうか、母犬と子犬が一緒にいたのかどうかについて報告書を書き、飼い主（ブリーダー）に手渡す仕組みになっている。このとき、ブリーダーが規則を守っていなかった場合には、この報告書にその旨の一文が記載されることになっている。
これはブリーダーとしての信用をなくすことであり、犬の販売先も見つからなくなる。

各犬種の組織ごとに 1 頭あたりの飼育施設の広さなど、基準を作っている。犬保護法による厳しい規程がある。

その他にも、予防接種は必ず行われているのかも重要である。
犬連盟では、1 年に 1 回、こうした予防接種を行うのが望ましいというワクチネーションの推奨を行っている。

我々からみると、動物保護法や犬保護法令の条文は極めて一般的である。
健康な食事や適当な運動の義務づけなど内容は様々であるが、それらを犬連盟でより具体化し、実施している。

犬保護法はできたが、規定が明文化されていても、犬連盟からみると基準は甘いと考える。
例えば体高 50 cmの犬には 6 m²というのは大まかすぎる。DVH の基準は高く、母犬になる犬はもっと広い場所を必要とする。

また、犬保護法にはメス犬 10 頭につき世話人 1 名をと記しているが、1 頭が 5~6 頭産むため、同時に繁殖すれば、とうてい 1 名の世話人で面倒が見られるはずがない、などの抜け落ちがある。
国の法律では賄いきれないため、各団体が具体化している。

ドイツの法律では、飼い主の知識が全く求められていない。このため、飼い主に対する年 2 回の研

修を実施するなど、健康な犬の育て方などを飼い主にきちんと伝えなくてはならない。
飼い主向けの研修とは、ホビーブリーダーが対象であり、犬種ごとの協会ではなく、労力の観点から、連盟で一括して研修を実施している。1回に120名~180名集まるほど人気がある。
カリキュラムは「子犬」「病気」「母犬」など細かくわかれており、ブリーダーを集めた責任者研修なども実施している。

犬の流通量などについては、中央にレジスターがないため、正確な数値は分からない。
犬税は、ハノーファーでは60%程度の飼い主が納税していると推定されるが、納めていない人も多くおり、犬税からは正確な頭数は分からない。
また、健康保険の加盟も義務づけられていない。

公衆の安全の確保は、各州で立法措置をして良いことになっており、危険な犬には、許可制が導入されているところもある。

2016年にベルリン州ではホビーブリーダーに対し、1歳以上の犬でなければ販売してはならないとの規制が導入され、これは他州からベルリン州に売られる犬にも適用されることとなった。
しかし営利目的のブリーダーにはこの1歳以上というのは適用されず、結局、営利ブリーダーに有利に働いている。このことについて当局者に質問をしたが回答はない。近く、違憲として訴訟の準備をしている。

②現在生じている問題

純血種のうち3割は連盟加盟のブリーダーであるが、残り7割は、連盟に加盟しない営利的なブリーダーか東欧からの輸入である。

東欧から入ってきた安価な子犬を安ければ良いということで買う人はいる。こうした流通は止められないため、飼い主の意識の向上に努力している。

また、ドイツの動物保護法では、繁殖犬3頭以上を飼育する人が登録の対象だが、漏れてブリーディングをしている人もいる。

ドイツではペットショップでの犬猫の販売は行われていないといわれるが、最近では、デュイスブルグで犬猫がペットショップで売られるようになった。

犬連盟では、会員のブリーダーは、そのペットショップに犬を販売したら、除名にすることにして、犬を売らないようにさせている。

またドイツでもインターネット販売が行われている。

犬を郵送で送ることは、数年前から禁止されており、飼い主がブリーダーまで引き取りに行くか、ブリーダーが自宅まで車で配送するかとなる。高速道路のサービスエリアで取引されることもある。ブリーダーと飼い主が対面し資格を確認したり、「この犬で良いか」といった取引を行ったりしている。

東欧からの流入量が増えたことで、ドイツで見られなくなっていた犬の病気がまたよく見られる

ようになってきた（犬パルボなど）。

EUでは、許可なしで 5 頭以上の犬を運搬してはならないという規制があるが、国境でのコントロールがないので拘束力がない。

狂犬病との関係では、生後 15 週たっていない犬の輸出入の規制を行っている。

8 週齢規制については、犬保護法に書いてはあるが、ずいぶんと以前から 8 週になっているので、科学的根拠がどこから来たのかについては把握していない。ただ、10 数年前は 6 週間だった。現在では犬種によっては 12 週齢でもいいのではないかと、といった議論もある。

人気のある犬種は、輸入がブームとなる。ただしその繁殖者は、麻薬や人身売買などと同じ、マフィアが絡んでおり、輸入した純血種証明書についても 5 €くらいでコピーした偽物をつけて販売していることがある。

消費者がよく考えもせず、東欧から安価に入手できる犬を安いからと買ってしまう。



【補足1】

犬と飼い主のライセンス

ドイツでは犬を飼育する権利を認めると同時に、様々な方法で飼い主に管理者としての責任も課している。例えば、犬に起因して生じた事故への対策として、損害賠償責任保険への加入の義務付けや、ライセンス（「飼い主免許証」のような物 飼い主：犬の管理者としての知識と能力を有している、飼い犬：社会的なルールに関するトレーニングが身につけている）の取得を課すケースもある。

以下に、VDH が認定している飼い主と飼い犬が受けるライセンス試験の概要を示す。

■VDH ウェブサイト ライセンス

<http://www.vdh.de/hundesport/vdh-hundefuehrerschein/>

■費用 ①授業料 75€ ②教材 15€ ③審査料 学生 25€ 一般 50€

Die Prüfung wird von einem VDH-Richter abgenommen.

試験はVDHの審判官により執り行われる。

Die Prüfung hat einen Theorie-Teil, der vom Mensch absoviert werden muss, und einen praktischen Teil.

試験には飼い主に課される筆記試験と、実技試験がある。

Der praktische Teil besteht aus einer leichten Unterordnung, also z.B. der Hund soll sich z.B. auf Kommando hinlegen und wieder, wenn sich der Mensch entfernt hat, abgerufen werden, oder beim Laufen, wenn Mensch stehen bleibt, soll sich der Hund hinsetzen, etc.

実技では、犬が従順かどうか、例えば、飼い主の命令で横になる姿勢をとったり、飼い主が離れるとそこから呼ぶと来る、あるいは飼い主と犬が共に歩いたり走ったりしているときに、飼い主が立ち止まると、犬も止まって座るかどうか、など。

このライセンスは特定の犬と飼い主に対して発行されるため、同じ飼い主が別の犬を飼育し始めた場合には、改めてその犬との実技訓練を受ける必要がある。ただし、飼い主の知識を示すための筆記試験は免除の措置がある。実技試験は飼い主の指示に従う（服従）訓練が入っているかを確認する試験と、街中での行動を制御できているかを確認する試験の2つがある。服従訓練は専用の広場等で行われるが、街中での反応を見る試験は実際に審査官と飼い主、犬が街に出て行われる。

試験は犬連盟に属するブリーダー協会、スポーツドッグ協会やドッグスクール（Hundeschule）等で受けられるが、自分が飼育している犬が所属する犬種の協会ではなくても、自宅の近くなど都合に合わせて選ぶことができる。

VDHでは審査官の養成も行っている。また、これらのライセンスを取得後も、犬が体得したトレーニングを劣化させないために、各種団体やドッグスクールで用意されたプログラムに参加することにより、他の犬との交流（社会化）の機会が得られ、指示の反復訓練を行うことができる環境がある。

VDH以外にも訓練施設が全国に数多くあり、飼い主にとって軽い負担で、犬のしつけと訓練、さらには飼い主の犬に対する知識習得ができる環境が整っており、社会が犬を受け入れる上で大きな役割を果たしている。

(2) ドイツ動物保護連盟本部 (Deutscher Tierschutzbund e.V.)

所在地：Bundesgeschäftsstelle In der Raste 10

面談日：平成 29 年 4 月 11 日（月） 15：00～



①ティアハイムについて

ドイツには、民間のティアハイムだけでなく、公共のティアハイムも存在する。公共の施設は少なくなってきたおり、大部分は民間により施設である。その施設に行政が支援したり、契約したりしているケースが多い。

例えば、道で放浪している犬を保護するのは行政の仕事である。しかし、飼い主が直接持ってきた場合は、民間の仕事となる。

ティアハイムの全体数については、連邦がアンケート調査した結果がある。これによれば、1,418カ所のティアハイムがあり、うち550カ所が連盟の加盟。

ティアハイムの定義は、私たちの認識では、①10頭以上の動物を飼育しており、②動物と飼育方法の専門知識を持っており、③その専門知識があると行政の獣医師に認められたもの。

これは動物保護法で定められており、州の獣医師が十分な知識と適切な場所を有しているかどうかをチェックし、これらを満たしていなければ営業許可は得られない。つまり、これらを満たしていれば一個人でもティアハイムは開業できるということ。この獣医師は16州の下にある郡のような行政区において、区に一人の獣医がいて許可を出す。

1,418カ所のティアハイムは、規模にかなりの差があるほか、この中には、もらい手のない犬猫を預かる慈恵園のような施設も入っている。こうした施設では、亡くなるまで生涯面倒をみている。ティアハイムでは、抱え込んでいる全ての動物を誰かに譲渡しようとしているが、慈恵園はそれとは異なる。

ティアハイムに預けられる動物は、①迷子で保護された動物、②飼い主が直接持ち込んだ動物、③押収された動物からなる。

日本のような野良犬はドイツにはいないので、野良犬が収容されることはない。押収された動物とは、例えば、刑務所に入ることになった人の飼っていた動物である。

②ドイツ動物保護連盟について

動物保護連盟は職員が100名。うち本部には40名が勤務している。

各ティアハイムが、動物保護連盟に加盟するメリットとしては以下のものがあげられる。

- ・会員ティアハイムに対しては様々なアドバイスを行っている。例えば、連盟には獣医師が5名いて、各ティアハイムを訪問し、改善案のアドバイスを行ったり、emailや電話でアドバイスすることもある。
- ・連盟には法務の専門家がいるので、訴訟のアドバイスもできる。

- ・飼育に関するアドバイスも可能。
- ・連盟で、寄付金やフードなどの物資の支援を受け、これらを各ティアハイムに配当する。
- ・行政とのコミュニケーションも連盟が窓口になり行える。
- ・連邦の獣医学学会とのコンタクトも連盟から行える。
- ・その他に、セミナーやシンポジウム等を開催しており、会員ティアハイムはこれらに参加することができる。

連盟への加盟費用は、各ティアハイムを運営する協会の会員数 100 名につき 50 €。

しかし、会費よりも多額の予算を連盟に対する寄付金から各ティアハイムに出している。この各ティアハイムへの資金の分配は、一律ではなく、それぞれのティアハイムの経営状況をみて判断している。

連盟への加盟資格としては、公益団体になっていること、規約を守っていること、連盟の州支部の会員であること、各協会の会員が加盟を可決していること、誠意のない団体と協力関係にないこと、である。誠意のない団体とは、例えば、公益団体の基準を見たいしてない団体や定款が定められていないなど。

いわゆる「公益法」という法律に定められた規定をみたしていることは何よりも重要。税金の面からも寄付金控除の対象となるのでメリットがある。

また、好ましくない団体では、恒常的な問題を有しているところで、経営難（寄付金が集められない）、安い犬猫がどんどん流入してくる、アニマルホールディングが病気だと社会的に認知されておらず、対策が進んでいないことなどがあげられる。飼い主がアニマルホールディングになっていて、死亡したりすると一度に 100 頭とかの動物がティアハイムに収容されてきて対処できなくなる。

この連盟は 1881 年に発足しているが、各ティアハイムも老朽化が進んでいる。施設の建て替えができず、これが大きな問題となっている。

③ティアハイムの活動

ドイツには野良犬はいないと言われているが、野良猫は存在する。野良猫に対しては、TNRが行われており、実施した自治体では 2 年後程度から数の減少といった効果が出てきている。

ただし、そもそも野良猫の全体数の把握が困難なので、TNRを実施した野良猫の比率は分からない。

ドイツ動物保護連盟に加盟しているティアハイム 550 施設のうち、80%の施設は、本来、行政がすべき仕事を担っている。具体的には、迷子になった犬猫の保護収容等は行政の仕事だが、この行政が担うべき業務に要する経費の半分程度しかティアハイムは行政からもらえていない。

ティアハイムに収容された犬の 90%は飼い主に返還される。この返還率は、猫の場合はもっと少なくなる。

迷子の犬は、半年間は行政の管理下におかれる。このため、ティアハイムが迷子の犬を半年間預かるのであれば、行政には半年分の飼育費用を支払う義務があると考えられる。しかし予算が足りず、3

ヶ月にしてほしい、という話が出たりするが、州や市とティアハイムが個別に交渉しないと行けないので、一概には言えない。

動物を虐待したり、ネグレクトしたりしている人には、まず行政の勧告が行われ、勧告が履行されないと、押収して動物を保護する。その際に要する飼育コストは、飼い主に請求される。このことは動物保護法に規定がある。動物保護法には、苦痛を与えてはいけない、虐待してはいけないなどと法律に大枠が書いてあるので、行政が動物を押収できる根拠となっている。

ただし、押収というのは所有権がなくなるわけではなく、態度が改善されれば、その動物は飼い主に返還されることもある。また、裁判とあれば、裁判官が期間を定めて（あるいは生涯）、動物の飼育を禁止する命令を課すこともある。

基本法において、動物は物ではないと規定されているので、単なる物のようには扱われない。抵当のかわりとして動物が押収されることはない。

野良犬については、ウクライナのオデッサで実施している「オデッサプロジェクト」というプログラムが成果をあげている。オデッサでは野良犬の問題が深刻になっていたが、野良犬を捕まえて不妊去勢し、リリースをするTNRを実施している。捕獲して野良犬をいなくしてしまうよりも、TNRしてその場に戻した方が、全体としての数は増えにくいというデータがある。オデッサプログラムでは、犬をリリースする際には、狂犬病の予防接種をしているが、他の感染症の予防接種をしているかどうかは分からない。2000年から始めて好評を得ている。

東欧から入ってきた安価な犬を購入した人が持ち込むケースも多い。それらの犬は小さいうちに親から引き離されているので、病気になりやすく、それで預けられる個体が多い。東欧の繁殖場の状況は非常に悪い。動物保護の観点から問題だと考えている。

飼い主が自分でティアハイムに持ち込んだ場合は、その後の飼育コストを支払ってもらうことになる。

いくつかのティアハイムには、ティアクラッペといって匿名で動物を預かるボックスのようなものを置いている。連盟としては良いとは考えていないが、ここでは、飼い主が特定できないままの引き取りが発生する。

動物を放棄した場合には動物保護法により罰則が適用されるが、ティアハイムに預けた場合は、罰則の適用はされない。

現在、ティアハイムをもっと知ってもらうためのキャンペーンを行っている。



(3) 連邦食料・農業庁 セクション 321

(Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL) Referat 321)

所在地：Rochusstraße 1, 53123 Bonn

面談日：平成 29 年 4 月 11 日（火） 10：00～



①動物保護に関わるドイツの状況と取り組み

ドイツでは、動物保護が社会的に取り上げられることが多い。

私企業その他、メディアにおいても特に動物保護の問題が取り

上げられることによって、人々の関心が高い分野である。

そうした背景の下、憲法にあたる基本法において、動物保護の規定が追加された。その条文が付け加えられてから、動物保護が保持できるような法律でないと立法してはならないこととなった。

基本法の改正により、ドイツでは、動物実験の際にも、動物保護の観点に加えられることになったし、ペット動物についても、人の単なる所有物という観点から解放されることとなった。

動物保護法の第 1 条では、いたずらに苦痛を与えてはいけないと書かれている。正当な理由がない場合に苦痛を与えてはいけない。野良犬や野良猫に危害を加えることも、これで禁止されている。

「正当な理由」としては、治癒の見込みのない病気にかかっていること、人間に危害を与える危険性があることなど。

動物保護法の第 2 条においては、各動物には、個々にあった飼育状況を与えられる権利があることを記載している。ペットの飼い主は、動物の飼育方法と健康管理について、相当の知識を有していないといけない。

動物保護法の条文は一般的なものであり、細かい規定を作る権限は当省が有している。例えば、産業動物の規定があり、1 頭につき、どれくらいのスペースが必要か数値基準を設けたり、必要な獣医の人数も定めている。

しかし、ペットについては、動物種によって、余りに差があるので、動物保護法の中では一概には規定されていない。ただ、犬については別で、別に定めた「動物保護犬規則」にはおいて細かい規定を設けている。犬規則では、ブリーダーの数値基準を細かに定めている。

そこではどのような世話が必要なのか、子犬は 8 週齢たってから引き離すことなどが犬規則に定められている。

こうした規定を、全てのペットについて定めるのは到底無理である。

このため、ほ乳類、鳥、カメ、爬虫類などはリーフレットを作成して対応している。

これらのリーフレットで示した飼育方法に法的拘束力はないが、訴訟問題が生じた場合に、裁判官の判断基準となる。今、ほ乳類の改訂版を作業中である。

動物保護法でのその他のルールとしては、「ペットを放棄してはいけない」という条文がある。違

反した場合には、最高で2万5千€（約3,500,000円）の罰金がある。

ドイツには野良犬はいないので、迷子の犬や、飼い主が放棄した場合は、ティアハイムに収容される。

一方、猫については、いまでも野良猫がいる。これは州や地域によってかなり差があるので、地域の実情に鑑みて対応が必要なため、2013年に動物保護法を改正した。例えば、州政府が政府の判断として去勢手術を行う可能性が盛り込まれた。さらに屋外飼いの猫については、去勢を義務づけるよう州政府が規制できる旨の法改正が行われた。また、野良猫に関しては、ティアハイムの運営母体である動物保護協会に預けられた猫について、協会が去勢できるような法改正が行われた。また、猫については、去勢の義務化に加えて、マイクロチップの装着義務などによる登録制度の規定も導入した。こうした猫に対する規制は連邦全体ではなく、必要に応じて州の法律で義務化している。

②動物の登録義務について

犬や猫の登録義務については、EUにおいて、EU内を異動する動物についてマイクロチップの装着を義務にし、EU規則としてペット証明や狂犬病の予防接種を（猫も）義務づけている。

各州には危険動物に関する規則もある。大型の犬や危険な犬の飼育登録が義務づけられている。

③動物取扱業について

動物を用いた営業活動を行うには、申請を行う必要がある。背景としては、営利目的で動物を取り扱う場合に、動物の保護がないがしろにされる可能性があるからである。

この営利目的には、ブリーディング、ペットショップ、訓練（テレビ出演などのため）、猫カフェなどがあり、動物を連れて行って寄付金を募集する行為もこれに含まれる。

許可申請は、事業者が、動物の飼育の知識をもっていて、信頼に足りると思われた場合にのみ許可される。このとき、飼育施設の大きさや部屋の面積なども判断材料となる。

許可は、各州の動物保護の担当者が行う。

2013年の法改正では、犬猫の売買に関して、新しい規制が追加されている。これは国内の団体が、外国から動物を輸入し始めたからで、営利目的での闇取引であり、動物保護法違反となる。

2013年の改正はで、もう一つ営利目的に対する規制が導入された。それは、動物を飼う場合、売る側からインフォメーションを受けるように義務づけている。これは、飼い主に必要とされる知識を持っていないことが問題になっているからである。

また、動物が苦しめられる状態で繁殖させる行為、純血種の品種改良によって生命体として生きていくのが困難な犬種（鼻が潰れた短頭種では呼吸困難になる）などについては、苦痛を与え続ける繁殖業だとして、こうした繁殖を行うことを禁止する準備をしている。ただし、この規制は、繁殖に用いられる母犬よりは、生まれてくる子孫の保護の方に注目している。母体への影響で規制するのではない。また、ドッグショーには、そうした品種改良によって生まれてきた犬が参加するのを

禁じるようにしたい。こうした規制の法律案をすでに用意しているが、まだ議会を通っていない。ケネルクラブなどの反対があるからであり、こうした団体のロビー活動もある。この規制はホビーブリーダーにも適用される。

飼養施設の数値基準については、現行法の 2001 年の改正の情報によらなければならないので、どういう科学的根拠をもとに定めたのかは即答できない。この数値基準については議会でも議論があったし、今でも議論はある。

④8 週齢規制等について

8 週齢規制については 2001 年当時、7 週か 8 週かで盛んな議論があったことは承知しているが、どういう科学的根拠に基づいて定めたかは即答できない。ただ、その後 EU の動物の輸送に関する規則が導入され 8 週未満の個体の運搬は禁止になったので 8 週で良かったと考えている。

※EU 動物の輸送に関する規則 1/2005

犬規則での 8 週齢の規制や施設の数値基準の規制等は、一般飼い主全体にも適用される。ただし、一般飼い主は基本的に室内飼いであり、室内飼いについては施設の数値基準は定めていないため、一般飼い主が規制を受けることは実質的にはない。あるとすれば、狩猟犬を外の檻で飼育している狩猟者ぐらいである。

ドイツ人が海外で 8 週齢以下の幼犬を購入して犬規則に違反して罰せられた例がある。犬規則は国外で買った場合でも適用を受ける。

動物の輸送に関しては、もう一つ、伝染病の予防の観点からの動物のパスポートをつける義務の規則がある。※EU 動物の輸送に関する規則 576/2013

⑤ブリーダーについて

営利目的のブリーダーとホビーブリーダーの基準は、メス犬を 2 頭以上持っていることと、年間の繁殖回数が 3 回以上であること。そのどちらかに触れれば営利目的のブリーダーとなる。

このホビーブリーダーか否かの判断基準は、法律での判断基準と犬連盟ごとの判断基準は異なっている。

営利目的のブリーダーについては、獣医局で管理体制が整っているのかを調査するが、ホビーブリーダーについては、ブリーダーを訪れた飼い主からここはひどいのではないかなどと通報があったから獣医局が立ち入り調査を行う。

⑥ドイツで生じている問題

ドイツでは、東欧から流入する子犬が大きな問題となっている。営利許可を持っていない事業者が、幼い子犬をドイツの法律や EU の動物輸送に関する規則、伝染病対策の規則に抵触して販売している。劣悪な環境で繁殖した子犬がインターネットを通じて売られ、いかにもきちんとした環境で育てられたようにカモフラージュされており、一般消費者はそれを信じてしまう。国境での検問が行われてないので発見が困難である。そのうえドイツに持ち込まれて売れないと 100 頭単位で遺棄され、それがティアハイムに持ち込まれて、ティアハイムの負担を大きくしている。

ドイツ政府では、インターネットを通じて啓蒙活動に取り組んでいる。

こうした犬を買ってしまう消費者の方を罰することは消費者保護の観点からしていない。消費者が知らないので問題が起きる。しかし、東欧から流入した犬は、ドイツで繁殖された犬だと嘘をついて売られているのがほとんど。書類も偽造されており、価格も国内で繁殖した子犬を変わらないため、消費者が見分けるのは難しい。

EU 加盟国と情報共有の体制・プラットフォームを作る動きがあり、その中で扱っていく予定である。

ドイツでは、ペットショップでの生体販売自体は禁じていない。しかし、ペット用品関係団体が、生体売らないルールを定めて自主規制で取り組んでいる。

犬規則の中で、主にティアハイムを想定しての例外規定があり、短期間の一時的な飼養であれば、数値基準などをみだす必要がないことになっており、これがペットショップでの生体販売にも適用される可能性がある。

ただし、例外適用について3~4週間（店頭販売期間）というのは長過ぎであり、1~2日だと考えている。

政府としても、ペットショップでの子犬の販売に反対はしていない。むしろ、インターネット販売に比べれば、多くの方が施設を監視できる条件下での販売になるので、隠れた部分が見えないインターネット販売に比較し、はるかに健全である。

小型トラックで国境を越えて運ばれてきた子犬を偽装したブリーダーがいて、そこで生まれたかのようにみせかける。偽ブリーダーは非常に巧妙である。広い敷地に犬を住まわせていて、子犬たちの母犬はこれだと示して見せたりもする。普通の消費者ならこれを見分けることは難しい。純血種の偽ブリーダーは、非常に巧妙で各種証明書を整え、普通の犬と同じくらいの値段で売っているため、外見での区別は難しい。

最近ノルトライン＝ヴェストファーレン州で見つかったケースでは、東欧からドイツに持ち込まれた子犬の販売詐欺チームに、獣医師（女性）が入っていて、偽の証明書を発行していた。ペットのパスポートは、民間の獣医が出すことができることから共犯者となっていた。

消費者が詐欺対策として信頼のおけるブリーダーを検索する方法は、犬連盟のサイト等の活用である。

当省では「ペットアドバイス」というウェブサイトで、飼育の仕方や購入する際の注意点などを啓発している。



⑦マイクロチップについて

マイクロチップの装着義務化については、様々な団体から要望がある。州レベルでは導入しているところもあるが、国全体で導入は考えていない。なぜなら、まずEU加盟国全体のデータバンクが必要だからだ。各国のマイクロチップのデータをEU全体で一つのデータバンクにする作業を行わなければ、国境を越えた移動に対応できない。EUで動物保護のプラットフォームの設置を議論していくので、その中で議論していきたい。

⑧その他動物に関する問題

ドイツでは、野犬（野良犬）はいなかった。もともと野良犬がいないことに加えて、飼えなくなった動物はティアハイムが受け入れていた。ただし、ティアハイムにおいてこうした犬を受け入れる義務はない。

ティアハイムがあることで安易に持ち込む人が増えるというおそれは確かにあるが、それでも遺棄されるよりは持ち込んでもらった方が良いと考えている。

ただし、飼い主が持ち込んだ動物に対しては、行政の支援ができないので、ティアハイムは費用がかさんでしまうが。

飼い主の責任ある行動をよびかけるため、ウェブサイトで、ペットの適正飼養のアドバイスをしている。ペットを飼うにあたってのチェックリストも示している。

「あなたに適しているペットはこれだよ」といったアドバイスを行う。

現在、多くの動物保護団体から全ての飼い主が知識を有していることの証明の義務づけを行うように求められている。今は啓蒙活動により飼い主の意識の向上を図っているが、証明を義務づけるということになれば、飼い主はテストを受けなければいけなくなるので現実的ではない。

ニーダーザクセン州などいくつかの州では危険な犬の飼育にテストを課しているところはある。外国から持ち込む犬については、生後15週を過ぎていないといけない規制を行っている。これには業界の反発は大きかった。この規制は伝染病の予防の観点からである。12週目に狂犬病の予防接種を行い、抗体が十分にできるのに3週間かかるから。

また、ブリーダーへの獣医局の立ち入り検査については、年に何回入りなさいと言った取り決めは特にない。

動物保護団体からは、もともとドイツにいなかった種類の生物、ヘビやカメレオンなどティアハイムでの飼育が多種多様すぎて困っている動物を少なくするため、ドイツでペットとして飼育して良い動物のリストを作ってほしいとのリクエストを受けている。そのためには、まずどんな動物が飼われているのか、のリストがいる他、飼うことの弊害も調べないといけない。現在、2つの大学に委託して、実態把握と弊害の調査をしている。

生態系に被害が生じるケースや、危険な動物の飼育については、州政府が規制することができる。法律では現状でしか規制ができない。啓蒙運動をして、その上で上手くいかなければ法規制を考えることになる。

動物保護法は一般的な規定ばかりであり、動物保護団体からは「ペット保護法」の制定を臨む声が上がっているが、ペットは余りに種類が多すぎて一律に規制はできず非常に複雑になってしま

す。また、個人の家への立ち入り権限が行政にあるわけではないので、実質的に管理ができないため、「ペット保護法」に関する議論は中断している。

狩猟法での犬猫の有害駆除については、犬や猫が狩猟の対象動物を怒らせるなど危険な状態を生じさせる場合は、撃っても良いことになっている。国による大枠は決まってはいるが、州ごとに規制は異なっており、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では、非常事態でない限り撃ってはいけないという厳しい規定になっている。（※その後法改正されている）

ドイツでの殺処分の現状については、ティアハイムでの安楽死の統計はない。ただ、実際の例で言えば、猫が事故にあった手術費が 1,500 € (18 万円) かかる場合であっても安楽殺してはならないという裁判結果があった。治療が可能である限り、治療が前提となる。

動物保護課は 13 名。課長はクルーザー女史で、多くの担当は産業動物の動物福祉が担当。

ペットの担当は私を含めて 2 名である。

この課は獣医師部の中に属しており、部全体では 100 名のスタッフがいる。

日頃の仕事の 30%程度は質問や苦情への対応である。

その他、国会への対応も業務として大きい。

メディアは産業動物の動物福祉の方に注目しているが、ペット担当の職員には、畜産農家から、畜産動物はこんなに厳しい規制を受けているのに、なぜペットにはこんなに甘いのだというクレームの電話もかかってくる。



(4) アルベルトシュバイツァーティアハイム (Tierheim Albert Schweitzer)

所在地 : Lambarenweg 2, 53119 Bonn

面談日 : 平成 29 年 4 月 11 日 (火) 14 : 00 ~



①同施設について

ボン市では唯一のティアハイム。

市から獣医療費分程度の支援を受けている。

ドイツ動物保護連盟に加盟しており、会員は全国に1万人である。

会員になるのに、ボン市民であるかどうかは限らない。

収入は会費や寄付金、遺贈の他、動物を引き取っていく人から、手数料として犬で350 €を徴収する。

その他、小動物の引き取りや、動物の引き取りを求めてきた飼い主からも費用もらうことにしているが、引き取りを求める飼い主の多くは、所得の少ない人が多く、実際に支払いを求めるのは難しいケースも多い。

②動物保護の状況

当施設では、ボン市からの動物の引き取りに限っているが、実際には市外からも訪れる。

市外のティアハイムが引き取りを拒否して行き場がない場合などは引き取っている。

引き取りを拒否されて当施設にやってくる動物は、病気で治療費がかかりそうなものや、高齢で譲渡先がみつかりにくいものが多い。

そのような動物を受け入れるかどうかは施設ごとの判断になる。

犬については、施設に余裕が出た場合、東欧などのティアハイムの子犬をドイツで譲渡するために引き取っている。

猫については、野良猫が国内に多いため、基本的には国内の猫しか收容しない。スペインの団体からの要請で引き取った猫が数頭いた。猫は80~100頭程度。夏になればさらに数が増える。

猫は検疫を行い、病気がないのを確認後、オスは去勢をして集団で飼育している。飼育室内のキャットウォークなどは今人気の職人が手がけている。日本でも知られているかもしれない。

犬は相性をみて2頭一緒に飼育している。単独にはしない。東欧から入れた子犬(フレンドリーな個体)は1~2週間程度で譲渡されていく。攻撃性の強い犬など人になれない犬は長期間滞在することになる。そうした犬もマッチングを適切に行うことにより、多くの場合は、1年から1年半くらいで新たな飼い主にもらわれていく。この滞在期間は昔に比べて短くなってきているし、一度、もらわれていった動物が再び戻されてくるケースもほとんどなくなってきた。

この施設は犬保護法の基準を余裕でクリアしていて、庭までついている。

この辺りに、これだけ飼育環境のよいティアハイムは他にはない。

有給のスタッフはいるが、ボランティアやインターンの力に支えられている。

攻撃的な犬も、散歩に連れ出してくれるボランティアだけには懐いていたりする。自分がここに来る5-6年前以前からずっと通ってきて犬の面倒を週2回見てくれている高齢ボランティアもいる。



(5) ハノーファー獣医大学 (Institut für Tierschutz und Verhalten)

所在地：Bünteweg 230559 Hannover

面談日：平成 29 年 4 月 12 日（水） 9：45～



①ドイツの保護行政について

ドイツでは動物保護行政は、ペットも産業動物も実験動物も、全て連邦の食糧・農業省が所管している。ただし、実験動物については一部を研究省が所管している部分もあるが、取りまとめは農業省で行っている。

ドイツの行政システムは4段階である。一番上は、連邦。ついで各州があり、ここならばニーダーザクセン州となる。その下に消費者保護庁があり、実際に管理・コントロールは、獣医局が実施している。

②ドイツの動物保護事情

動物保護の歴史は、イギリスの1822年のマーティン法が有名であるが、19世紀にはドイツでの動物保護の歴史が始まり、1933年にヒトラー政権下で動物保護法が制定された。

ドイツでも動物保護の世論にはいろいろなものがあって、ドイツ動物保護連盟のようにきちんと調査研究を行ってまともな意見を言うところもあるが、PETAのように問題のある団体もある。PETAは寄付金を一部の幹部の報酬や株式投資にあてており、その団体の見極めは重要である。

とはいえ、ドイツにある団体は比較的柄は悪くない。

イギリスでの動物保護団体のデモをみると、二度とイギリスに行きたくなくなるような光景を目にすることになる。イギリスでは、動物実験の研究者が誘拐され、背中に「動物を殺す人」という入れ墨をされて解放されたケースもある。

危険な犬については州ごとに対応が決められるが、ニーダーザクセン州での「危険な犬のテスト」は、州の法律に基づいて実施されている。導入された経緯を説明する。もともとドイツでは危険な動物の規制は各州の業務となっている。2002年にピットブルに少年がかまれて死亡する咬傷事故が生じ、各州がそれでそれぞれ法律を制定して危険な犬の飼育を規制しようとした。

危険と判断される20～30種ほどの犬種について、飼育を禁止し、安楽死させる方針を州当局が持ち、1500頭が処分の候補となったが、我々が、一頭ずつの犬をテストして、獣医が判断した上で処分するように提案した。その結果、1500頭ほとんど全部の犬が問題ない、という結果となった。

むしろ、犬の種類ではなく、飼い主の問題の方が大きいことが分かった。

その経験を通じて、犬が人間を脅かす行動をとった場合に備え、飼い主にテストを受けることを義務づけ、テスト結果によっては、リードと口輪の装着を義務づけることとした。

とはいえ、中には危険度に応じては安楽死をせざるを得ないものもあった。

例えば、人間を2名死亡させた犬などである。ただし、危険犬の法律が出来てから今までに処分された犬は5頭以下だと思う。

現在、犬が人間をかむ事故はほとんど発生していない。これは、飼い主に試験を導入し、犬を飼う

ための知識を、筆記試験と実地試験（飼い犬との散歩）を行い、合格した人だけが飼って良いことにしたからである。（実地試験は、犬を飼い始めてから1年以内に受験すれば良い）

2013年から、全ての犬について、飼育の許可を獣医局で出している。当初は反対の声もあったが、飼育の現状は向上している。私もジョギングをしていて、以前は飛びかかってくるノーリードの犬がいたが、ここ5年くらいはそうした状況にはあったことがない。

ニーダーザクセン州では、春になると野鳥がたくさんやってきて犬が反応してしまうので、リード装着義務期間を設けている。4/1～5/15の期間であり、どんな犬であっても、必ずリードをつけなければならない。

③ドイツ外の状況

日本は野良犬の問題を抱えているというが、南欧、イタリアもひどい状況にある。野犬がオオカミと交雑したりもしている。スペインやポルトガルなど南欧では、野良犬が普通にいる状況にある。何故、ドイツには、野犬がないのかと言えば、ティアハイムがあることにつける。単独で歩いている犬がいれば、つかまえてティアハイムにつれ来てゆき、新しい飼い主への引き渡しの仲介をしている。ただし、仲介できなかった犬は安楽殺している可能性もある。

野良犬とは違うが、オオカミがロシアから入ってきて北ドイツに生息し始めている。20頭ほどいると推定されるが、村の近くまで下りてきており、羊などが犠牲になっているが、保護動物になっているため、有害駆除で撃つこともできない。

ただし、議論の結果、本当に危険な1頭について銃殺を行ったが、2頭、3頭と銃殺していく必要性について議論になっている。

野良犬の譲渡については、個人的な経験からして、ほぼ無理だと申し上げる。イタリアにおいて、野犬が人間の子供達を脅かしている状況を見て、危険犬のテストの導入を提案したが、イタリアの人たちは、犬を殺すことを非常に嫌がる。野良犬を人に懐かせることは非常に困難であろう。

④動物観について

1986年まで、ドイツでも犬を食べる習慣があった*。中国で犬を食べているのを一緒になって反対してくれと動物保護団体が言うてくるが、そうした人たちには、ドイツだって1986年まで食べていたのだということを伝えて先進的なショックを与えている。なぜならば、国ごとの食文化については他国の人間は口を出すべきではないと考えている。イスラムでは豚、インドでは牛は食べてはいけない、私たちはこれらを食べている。どんな動物を食べるのかはそれぞれの国の文化の問題である。

1996年に台湾人の妻と結婚して、妻に聞くと、犬など食べたりはしないとされる。しかし、親戚と一緒に繁華街を歩いている犬料理の店がある。台湾では犬料理は家庭で食べるものではなく、ご馳走だったようだ。その食用の犬の屠殺は今では禁止されている。

ドイツでは、今、馬の屠殺が議論になっている。

こうした課題には、倫理、哲学、道徳という観点から考えていく必要がある。死とは何かを問う必

要がある。死はそんなにおそれるものではない。生きているのに感覚があることが大切であり、その生物を苦痛から解放し、安楽にすることにつながるのであれば、安楽殺は良いのではないか。ドイツのティハイムでは、獣医師や保護団体など多様な関係者が入る委員会があって、そこで安楽死の決断を慎重に行っている。

※ドイツに限らず、欧州においても犬食の文化は存在し犬肉販売店が存在したが、ドイツでは1986年4月に食肉検査法（BGBI 186s 398）が改正されたことに伴い、犬肉の販売が禁止された。

⑤8週齢規制について

日本では7週か8週かの議論になっているとのことだが、我々は、そもそも8週でも短すぎると考えており、12週にすることを提案している。子犬は電話の音や自転車など母親と一緒に経験しておかなければならないことがたくさんある。こうした根拠を示す科学的データはある。

⑥飼育施設について

飼育施設の数値基準については、犬保護法で設けてはいるが、個人の家の話なので、プライバシーの侵害になるため、実態を調べに行くこともできないし、営利目的で檻に入れて飼っている人くらいしか分からない。また、犬保護法では、犬をつないだままで飼うことも禁止されている。

⑦その他

人間が動物を飼育することの効用については、ベアクラー博士が出した「ペットで健康になろう」という本がある。私も共著で動物の飼い方を書いたが、犬を飼うことで血圧が下がるなどの健康上の効果の他、障害者施設やリハビリ施設など動物がいる方がスムーズに行くなど社会的な分野での意義が紹介されている。老人ホームに訪問をしたり、子供達が犬との接し方を理解できるように学校を犬が訪問していることもある。

この大学の動物保護センターではバーチャルなセンターであり、動物は飼育してはいない。ドイツの動物保護法の第1条では、生きていて良好な状態でないといけないと書いてある。この良好な状態とは最低でも、法律の規定がクリアされていることが必要である。動物には動物が欲するものが与えられていて、危害や苦痛のない状態が与えられないといけない。つまり、動物が元気であるということである。それを与えられる権限を獣医は持つべきである。

わかりにくいかもしれないが、動物が必要とするニーズがある。

例えば、餌ならば、まずは必要なカロリーがとれている必要があるということになる。

また動物種によってはパンがほしいのか、エビがほしいのかといった欲求がある。

動物のニーズに応えるだけでなく、欲求に応えていく必要がある。

このことは、精神的・肉体的な健康を確保する必要があるということである。そのためには、動物の生理や生態を分かって取扱いをする必要があり、それを学ぶのが獣医である。

ドイツには獣医養成大学が5つあり、毎年約5,000人を要請していると述べたが、これは、獣医師活動ができる資格を取得したのが毎年5,000人いるということ。卒業生全員が獣医活動をおこなっているわけではない。今、獣医学を学ぶのがブームになっており、特に女性の学生が多い。女性の比率は9割にのぼる。本当は、大型動物の取扱いを考えれば、男性が多い方がよいのだが。毎年5000名の育成はさすがに多すぎると考えている。

実験動物を行うには、州からの動物保護の委託官がいなければならないと述べたが、獣医師資格を取得している他に、4年間の特別な教育を受けており、動物保護（福祉）の観点からの実験動物の取扱いをマスターしておかないといけない。この実験動物の分野は女性が嫌がるようだ。

（日本では野良犬のいなくなった都市部と野良犬が多い南日本の地方部でのギャップがあるが、殺処分ゼロを唱えていることなどについて）私は20年間台湾に通い続け、野良犬があんなにたくさんいてペットもぞんざいに扱われていた台湾がこの20年間で劇的に変わったのを目にした。ペットを、これでもかというほどに可愛がる。

ドイツも動物を大切にしているが、あの可愛がり方はドイツでは考えられない。

こうした現象が日本でも生じていると思うが、都市と地方で社会の構造が変わってきたことによる現象だと考えている。2、3世代と一緒に暮らす大家族で、養わないといけないお年寄りや子供が多いと、犬どころではなかった。しかし、今は、核家族となり、高齢結婚で子供のいない人も増えている。その結果、動物が子供がわりとなって愛情の対象となっている。これはここ20～30年間の変化だと考えている。

ドイツでは大家族から核家族への変化は60年代に起こっている。

台湾では独身の女性は30歳を超えても両親とともに暮らしているが、ドイツではそうではない。

ドイツにおいても、女性はペットが可愛い一心で、感情的な言動を取ることが多い。

当センターは、その対局に位置する組織である。

研究に裏付けられた動物の取扱いを議論しましょうという提案を、動物を死ぬほど愛しているひと達に対して提案していく役割なのだが、こうした人たちへの対応は困難を極める。感情を押さええて、研究をベースにした理性的な議論をよびかけることはすごく大変である。

(6) ハノーファーティアハイム (Tierschutzverein Hannover)

所在地：Evershorster Straße 80 30855 Langenhagen

面談日：平成 29 年 4 月 12 日 (水) 14:00～



①同施設について

このティアハイムでは、最大で猫 250 頭、ウサギが 120～130 頭、犬 100 頭を預かることができる。産業用動物のヤギ、豚、羊なども預かるが、今は場所がないのであまり預かってはいない。その他、外来種のヘビなども預かることがある。

ハノーファーでは一番大きなティアハイムである。さらに隣接農地を購入して整備してティアハイムとして利用する予定。老朽化した犬舎をそこに建てたいと考えている。

敷地購入等の整備に 30 万€がかかる。この整備に 60€の寄付金を出してくれた人は名前を看板に印字し、寄付を募っている。

四半期ごとに会誌を発行している。発行部数は 1 万 7 千部。会員数は 1 万 3 千人である。

この受付や事務室のある施設は、猫を収容する施設で 140 万€をかけて建設した。

職員数は 53 名。年間の運営に毎年 240 万€がかかる。

昨年は 4,400 頭の猫、犬、小動物、鳥を受け入れ、4,000 頭が新しい飼い主が見つかり外に出て行った。

建物内の猫の遊び場は、whiskas という企業にスポンサーになってもらって整備している。

この施設に収容する動物の 80%にはマイクロチップは入っていない。

しかし、出て行くときには全てマイクロチップを装着している。

また、不妊去勢手術も行っている。

外部のフリーランスの獣医師が毎日 2 日 (水曜日を除く) 常駐してくれて手術を行っている。

その手術料も 240 万€の運営費の中から出している。

新たな飼い主に譲渡する際には、手数料として、猫で 60～80€、犬だと大型犬でも 160€の費用を徴収している。

10 歳から 14 歳までの中学生のボランティアが毎週土曜日にきて、猫の枕を作ったり、クッキーを作って販売してくれたりしている。

飼い主からの引き取りについては、猫で 30€くらい、犬で 50€を徴収している。

ハノーファー市と周辺 20 km ぐらいの市が担当区域である。

同施設が所有している車が 3 台あるが、どの車も 1 年で 7 万キロ走行している。

②動物保護の状況

エイズ (猫免疫不全ウイルス (FIV)) の猫は施設で終生飼養するが、10 月に、エイズの猫を 3 頭飼っているおばあさんが引き取るというので 4 頭を譲渡した例もある。

犬は攻撃性がある場合は、州のテストを受けて、その結果に応じてはずっと口輪をしなければならない。

迷子犬の収容は、本来は自治体の仕事である。したがって、ハノーファー市や周辺自治体から1頭40€の助成を受けているが、これが全体の運営費の概ね20%にあたる。

しかし、自治体の財政も厳しく、今年度は5%カットされた。

たくさん保護すればたくさんもらえるというわけではない。

同州では、犬を飼うことが許可制となったが、許可制の導入の前と後で、犬の収容状況に大きな差はない。

飼いたいときはみんな一生懸命だが、あきたらすぐに引き取ってくれとってくる。高齢化したもの、病気のものなどお金がかかりそうなものも引き取りを求めてくる。

事情を聞いて、まだ飼えると考え、引き取らないと断ると、ティアハイムの門につないだまま犬を残して帰った人もいる。

本会はドイツ犬保護連盟には加盟していない。



【補足2】

犬と飼い主のライセンスの取得の義務化について

28 頁のハノーファー獣医大学でのヒアリングにもある通り、ニーダーザクセン州では、犬による事故や被害を防ぐために、マイクロチップの装着登録の義務化や、損害賠償責任保険への加入を義務化するなどし、全国に先駆けた事例として注目された。

その取り組みの一つに、犬と飼い主のライセンスの取得の義務化がある。

筆記試験（飼い主の知識）は飼育する前に受験し、実技試験は飼育開始後1年以内に受験することが定められている。

これらの取り組みにより、ニーダーザクセン州ハノーファーにあるティアハイムでの犬の収容頭数は2013年以降、放浪保護頭数と飼い主不明頭数において以下のように減少傾向が見られた。

2010年～2016年のティアハイムに入所した犬の数の変化

(単位：頭)

	受入頭数	飼い主 持込み頭数	放浪保護頭数	飼い主 不明	もとの飼い主に 戻った頭数	放浪犬の 返還率	新しい飼い主に 引き取られた頭数※1
2010年	568	191	377	109	268	71%	299
2011年	550	186	364	112	252	69%	262
2012年	532	213	319	77	242	76%	270
2013年※2	515	226	289	74	215	74%	276
2014年	428	178	250	44	206	82%	206
2015年	408	183	225	33	192	85%	203
2016年	343	135	208	32	176	85%	163

※1 当該年度以前からティアハイムにいた犬も含む

※2 網掛けの年度7月から飼い主テストが義務化

しかし、同ティアハイムによると、受け入れた犬の内、自治体や警察からの要請、民間からの通報により保護した放浪犬で、飼い主が不明だった犬については、MCの未装着、首輪やタグを装着していない、老齢、病気、攻撃性が高い等の問題を抱えている犬が多いことから、飼いきれなくなった飼い主が、ティアハイムに保護されることを期待して遺棄するケースがある、と考えられている。

(7) ブランデンブルク州政府 (Landesregierung Brandenburg)

所在地 : Lindenstr. 34A, 14467 Potsdam

面談日 : 平成 29 年 4 月 13 日 (木) 10 : 00 ~

① ドイツ連邦とブランデンブルク州の制度など

ドイツは連邦制であり、16 の州と各州に省庁がある。
基本法 (憲法) にかんがう範囲において、州の法律を制定している。
ブランデンブルク州はドイツの中でも比較的小さな州である。
経済規模も小さい。
人口は 260 万人だが、人口流出が進んでいずれ 240 万人になると
予想されている。



ブランデンブルク州は、農業が盛んな州である。
旧東ドイツ領にあり、畜産動物を大規模に飼育する農家が多い。
養豚では 1 農家あたり平均 6 万 5 千頭、乳牛では最低でも 1 農家あたり 2,000 頭となる。
これが旧西ドイツの地域になるともう少し規模が小さく、豚牛ともに飼育頭数も少ない。
全体的にドイツ国内の農家の小規模化が進んでいる。
ただし農家数は減っているが、1 農家が飼育している豚や鶏の数は増えている。
そのため、動物保護団体が、農家が畜産動物を大量に飼っていることについて、「劣悪な環境にある」、
「抗生物質を投与している」といったことを批判している。
動物保護団体は、行政と協力するところがあればメディアを使って批判するところもある。最近では、資金集めのために批判をする団体もある。

ブランデンブルク州では、来月、動物保護の担当官が任命される予定となっている。任命された担当官は、動物保護全般に関するアドバイスを行うと決められました。
またブランデンブルク州では動物保護法に基づくの法律の行政関係の事項と並行し、研究者の視点から動物保護計画が立てられており、そのため研究者が立案に参加しています。

たとえば様々な問題があり、EU の規制では豚の断尾は本来禁止されているが、ドイツは 1 軒の養豚場で飼育している豚の数が多いため、例外として切断を容認している。

ブランデンブルク州は 14 郡あって、各郡に担当の獣医師が 1 名置かれている。

ドイツ連邦での動物保護行政の仕組みは次のようになっている。
連邦では動物保護課が担当。
連邦レベルでは、政策へのアドバイスのための動物保護委員会と、学術的な助言のためのフリードリヒ・レフラー研究所がある。
各州では、連邦が決めた法律を各州でどう実施するかを具体的に決める権限を有しているが、LAV (州

の消費者保護アドバイスチーム)があり、その下に自分たちは属しており、先ほど例をあげた豚の断尾の容認のような実際の実施政策に関し取り組んでいる。そして LAV (州の消費者保護アドバイスチーム)の方から、州の農業・消費者関係省庁の方に、アドバイス(提案)として決定事項を伝えている。

連邦に動物保護委員会が設置されているように、州政府の方にも専門家、動物保護団体などで組織する動物保護審議会がある。

州については、州の規模によって組織が2分する。

ノルトライン＝ヴェストファーレン州のように、人口が7,000万人に及ぶ州では、トップに州政府、州政府の中に区があり、その下に獣医局や動物関係の省庁が属す。

一方、ブランデンブルグ州のような規模が小さい州では、州政府の下に獣医局や動物関係の省庁がある2階層になる。

また、各郡に動物保護担当の獣医官がおり、実地の監視指導を実施している。

つまり連邦で立法し、各州で実施し、各獣医官が施行措置を担っている。

また様々なワークグループがあり、動物保護のグループや動物の健康や感染症に関するグループがある。

連邦が立法し、州は法律が実施されているか、遵守されているかの管理を行う。

例えば、動物を移送するという場合には、移送状態が法にかなっているかどうか、人を派遣してチェックしたりする。

ブランデンブルグ州の消費者保護省の専門委員会は各動物保護関係の実施を請け負い、州の獣医局は各獣医局関係の調整や管理と連邦やEUに対する報告を行う。

行政区の獣医局は、動物保護のための規則が遵守されているか監督し、また必要な計画の立案や実施も行っている。例えば、屠殺場できちんと法律が守られているかなど。動物の搬送、産業動物の飼育、ペットの飼育管理のチェックも行っている。

他に、動物保護、動物の健康、動物の医薬品の管理を担当する課などもある。

州の獣医局の中に各課がある。各課は動物伝染病予防や肉質の管理、動物保護など様々な役割をもち、各課のニーズにおいて、1人もしくは必要な人数(2名～3名)の獣医師が勤務をしている。

たとえば多頭飼育崩壊があった場合などに、現場のコントロールに獣医師が赴くことが多い。こうした獣医師は公務員の身分を有する州から任命される獣医師である。獣医師は各課に最低1名がおり、この他、東ドイツの制度で獣医エンジニアという職業があるので、獣医師と獣医エンジニアが連れ立っていく指導に行くこともある。裁判になった時のことを考慮し、現場に入る際は、必ず2名以上で行くようにしている。

現場を確認し動物の押収を決定するのは獣医師独自の判断による。

さらに、動物を押収する場合には、警察官の力を借りることもある。これは所有権を侵害するという

ことで、行政獣医師だけでは抵抗されるからである。過去に動物を没収しようとした獣医が抵抗的な飼い主（農家）から撃たれた死亡したこともある。

ドイツでは選挙のつど省庁が変わる。

現在ブランデンブルグ州では、法務・欧州・消費者保護省が担当しているが、この省で所管する前は、農業省で所管していた。

狂牛病がはやったときに、牧場からお皿の上までを通して所管するという観点から、消費者保護の省庁が担うことになった。

③動物保護の状況

近年、動物保護の仕事が増え続けている。

まず、屠殺場の管理の他、産業動物では動物保護法を守って飼育がされているか、年間、全産業動物の10%の個体を実際にチェックしなければならない。さもないと市民から獣医局にクレームがくる。ペットの飼育に関しては、ほぼ隣人からのクレームであり、この対応に追われている。

ブランデンブルグ州では、各動物保護協会（各ティアハイムの運営主体）にも支援を行っている。州の獣医師により飼育状況が不適切だと判断するケースがあった場合、ブランデンブルグ州では動物保護団体の支援に頼らざるを得ない状況がある。

ベルリン・ティアハイムには豪華すぎるとの批判もある。あれは特例のなかの特例。

ベルリン・ティアハイムを一般的な施設だとは思わないでください。

ブランデンブルグ州では、いろんな動物保護協会を支援しているが、施設の整備のための材料費の一部支援程度。そうすると団体の方で、ホームセンターに行き、資材を購入したり、建材の寄付を貰ったりして、手作りで施設を作る。普通のティアハイムはだいたい同様ある。

(by Dr. Claudia Possardt)

④ティアハイムに対する支援について

1992年からティアハイムに対して支援を行っている。この財源は宝くじ（ロト）の資金であり、ティアハイムの増改築資金を出している。

ティアハイムはボランティアなくして語れない。運営資金は市民の寄付や遺産の寄付で支えられている。つねに財政的に厳しい状況にある。

2016年には州からティアハイムの増改築に18万7,600€の支援を行った。

2017年、18年はともに15万€ずつ支援した。

この補助金は、施設の増改築の資金にのみ投入することと定められている。

その他に、1992年から毎年、野良猫の不妊去勢費用として州から51,000€を州内のティアハイムに支援してきている。これは、大都市、中規模都市において効果をあげている。

この不妊去勢費用の助成については、最終的には州で助成額を決めるが、各動物保護協会から対象と

なる猫の数について詳細な申請を提出させ、それをもとに配分を決めている。

ブランデンブルグ州の動物保護協会は、ほとんどがドイツ動物保護連盟に属している。

各動物保護協会の運営体制は様々であり、市町村から、どの程度、支援を受けているのかも様々である。一括で年にまとまった額の支援を受けていたり、引き受ける動物の個体数に応じていたりする。51,000€の助成は野良猫の数を減らすための予算。この不妊去勢の対象は野良猫に限っている。

各動物保護協会は管轄の市町村と契約（取決め）を結んでいる。定額か頭数によるかは様々であるが、そうした自治体からの支援だけではやっていけない団体がほとんどである。なので、最近では、長期休暇で不在になる飼い主の犬猫を有償で預かるペットホテル事業やサービスを始めているところもある。

ティアハイムでは、飼い主の高齢化や、火災などの事故に遭った飼い主、その他警察や消防からも引き取りの要請が入り、引き取り数も非常に多い。

⑤関連法令について

ドイツの動物保護制度は、EU一連邦一州の3段階で設定されている。

国際的な部分では、OIE（国際動物伝染病）、CITES（危険種の国際取引）、IATA（国際空輸に関わる取決め）、OECD、Europarat（欧州議会）がある。

この欧州議会が一番重要である。

欧州議会では、1968年12/13に動物の輸送、1976年3/10に産業動物保護、1979年には屠殺動物、1986年には研究目的のほ乳類、1987年にペットとなる動物についてそれぞれ条約を決議した。

欧州議会では、豚、羊、ヤギ、鶏、鳥類、毛皮となる動物たち、魚、カモの一種、七面鳥などの飼育方法の推奨を行っている。EU議会のこうした推奨事項について、動物保護の実施規則を設定することでこの法律が実施されることもある。

州のレベルでは、動物保護法、保護法の規則、各州ごとの規則（この州の規則は命令という形で出されることもある）

EUのルールは、もともとはリスボン条約のもと、EU国内の間で競争力に差が出ないようにするという観点からのガイドラインとして定められた。鳥、豚、仔牛の飼育のガイドラインである。実験動物のガイドラインもある。

ドイツの動物保護法で一番の問題となっているのは豚の囲い飼育である。動物保護法に基づく産業動物規則の改定に向けて議論を行い、2008年から改定を始め、2016年に完了し、この中で、仔牛、めんどり、鳥一般、豚、毛皮を取る動物、ウサギに関する飼育の規則が加えられた。

採卵鶏の飼育方法は、檻の中に閉じ込めているのではなく、地上飼いか、外に出入りできる檻で飼育することが義務づけられた。ドイツではこうして禁止されたが、東欧では認められている国はたくさんある。EU全体に適用するのは困難である。

その他にも、屠殺の規則、動物移送の規則、実験動物の規則、犬の規則、サーカスの登録の規則などがあり、各州が協力して、州が定めるハンドブックに記載している。産業動物に関するハンドブック、運輸に関するハンドブック、屠殺に関するハンドブックは常に更新していて、現場ではこれらに従ってコントロールやチェックが行われており、ウェブ上でも確認できる。

鑑定書、あるいはガイドライン、推奨文書といったもので動物保護のあり方を推奨している。この各種推奨の中で、たとえばブリーダーが動物保護を都合の良いように、苦痛を与えて繁殖させないように推奨している。

もちろんドイツでベースになっているのは「動物保護法」だが、先に紹介した鑑定書やガイドライン、推奨等は、法律より簡単に短時間で定められ、時事のテーマによって臨機応変に対応できる。

これらのような措置は義務を負わないものがほとんどであるが、それでも法的効力があるのは、犬や鶏などの業界には様々な連盟があり、飼育者やブリーダーはそれぞれ連盟に属している。連盟が法律の下、何らかのルールを取り決めている場合は、それに従う義務を負う。したがって、直接法によって拘束されているのではないが、連盟に加盟することで飼育者、農家が義務を負う、ということになる。

⑥その他

ドイツでは歴史的見ても産業動物の保護が前面にある。実際にはペットの要求も高まっているが、日本ではペットを中心の動物保護を行っていると聞くと、日本にはそれほどたくさんの産業動物はいないのだろうか。

各動物保護協会や連盟は、ペットに関する法律を作るべきだと要求するが、自分は個人的にはそうしたものは必要ないと考えている。なぜなら、全ての動物に対する動物保護法がきちんとあるからである。近年、ペットを家族のように扱って、家族のように扱えとの過度の要求をしているように感じている。ペット法を作っても個人の家庭に立ち入る権限はなく、管理は非常に難しい。

ペットを飼育する人すべてに必要な知識を教育することにより飼い主の質が上がると考えている。

ドイツにおいても、メディアが真実と異なる誇大な報道を行い、政治や行政が圧力を受けてしまう。一部の政治家はそちら側に動いていかなければならない。ドイツにおいては、EU よりも厳しい規制を導入していて、産業動物を飼っているドイツの農家が不利益を被っている。

またベジタリアンも増えてきている。

ドイツでは、かつて、産業動物、実験動物、ペットには境界があった。今は、ペットを飼っている人たちが、ペットに対する思いを産業動物、実験動物にも反映させる傾向がある。

自分は犬を17年間飼っていたが、最期に苦しんでいるのを生かし続けるのは難しい。日本人はその点どうなのだろうか。



(8) ベルリンティアハイム (Tierheim Berlin)

対象者：Hausvaterweg 39, 13057 Berlin-Hohenschönhausen

面談日：平成 29 年 4 月 13 日 (木) 14:45～



①同施設について

ベルリン・ティアハイムは、ヨーロッパ最大の動物保護施設。職員数は 160 名。その他 500 名のボランティアにより支えられている。

動物は、サルから爬虫類まで 1,400 頭を収容。 年間の引受数は 1 万頭前後。

施設の電力は太陽光発電でまかない、冷暖房には地中熱ヒートポンプシステムを活用している。

運営は市の補助金を一切受けずに行っている。

財源は、遺贈、一般の寄付金、1 万 5 千人の会員からの会費収入である。

現在地にこの施設を整備したのは 15 年前。東西ドイツ統合で、ベルリン市全体として動物保護をする必要があったので、この地に移転整備した。整備に要した費用は、6,000 万マルク。

€に換算すれば 3,000 万€ (35 億円) である。施設の一部 (猫舎) はスポンサーの名称をつけている。

保護動物の預かり所がティアハイムとは別の施設としてあり、こちらについては、30 日以内分の飼育コストがベルリン市から支払われている。

ベルリン・ティアハイム自体は、NGO であるベルリン動物保護協会が整備し、運営している。行政に対して各自自治体の住民数に応じて支援してもらえるように交渉しているが結果は出ていない。

年間 890 万€の運営費がかかるが、去年は思うように資金が集まらず 500 万€の赤字だった。

2017 年はその分をリカバリーしないとイケない。この運営費には、管理費、高熱費、医療費も含む。

ベルリン動物保護協会は 175 年前から活動を開始している。動物保護の関する政治的な働きかけも行っており、猫の保護する条例の制定を求めている。これは外飼いの猫の去勢を義務づけようとするもの。

ベルリン動物保護協会の他の活動では、野生動物をサーカスで活動させることに反対する活動、ベルリンの観光名所に馬車が導入されているが、馬がストレスを感じるなどして状態が良くないので、観光馬車にも反対運動を行っている。

②動物保護の状況

現在の大きな問題は、東欧の子犬の闇取引が絶えないこと。東欧のブリーダーで母体が生み機会としての扱いを受けているほか、安価で購入するが、感染症対策や予防接種が不十分で、獣医のところに行くと病気になることが分かること、そのままティアハイムに連れてくる人が多い。その対策も重要である。

ベルリン・ティアハイムでの殺処分 (安楽殺) はほとんど行っていない。安楽殺を行う場合には、委員会判断し、非常に大きな苦しみがある場合などに限って行っているが、極めて稀である。(去年は年間で 10 頭未満)

また、預けられた犬で、社会に適合できない犬についてもセラピストや訓練士もいてトレーニングを行うことで、そのような中から 2 頭の警察犬候補として譲渡されていた犬もいる。こうした活動

は規模の小さなティアハイムでは実施できないと思う。

(南日本を中心に野良犬が多いという) 日本にアドバイスをするのであれば、原因の分析をしっかりと行うこと。ルーマニアや東欧と同じような状況に思われる。ドイツでは野良猫対策は実施しており、猫は去勢するのが良いと考えているが、野良犬が国内におらず分からない面もあるが、野良犬についても去勢するのが良いのではないかと考える。

野良猫の問題が課題となってきている。市内には 255 カ所の公認の餌やり所があり、協会が餌を供給してボランティアが給餌を行っている。給餌量は、協会では特に管理しておらず、ボランティア任せであるが、ボランティアは去勢チェックを行っており、不妊去勢していない野良猫がいれば捕まえて手術を受けに連れてきてくれるような人ばかりである。不妊去勢をした猫はマイクロチップを装着し、もといた場所に戻す。

来年から、日本人でスタッフとして研修を受ける女性がいる。この春、獣医大学を卒業したと思う。そうした人材を通じて、日本とのつながりがもてれば良いし、ベルリンだけでなく世界各国に助言を行う用意もある。

(日本は、1974 年頃、犬 100 万頭以上を殺処分していたが、40 年余りで 2015 年には 1 万頭台にまで減らした旨を告げたところ) それはすばらしい (との反応があった)。

犬については、野良犬がいないので去勢していない。猫は全て不妊去勢をしている。

受け入れの対象はベルリン市とその周辺自治体の区域からのもの。

東欧のティアハイムからの子犬を入れたりしてはしていない。

ドイツ全体では、全国のティアハイムに入ってくる動物の数は減少している。その一方で、高齢化し、病気の個体の割合は増大している。

犬は、平均 148 日で譲渡されていくが、危険性があるとされた犬種は 448 日程度かかっている。これは、危険性がある凶暴な犬種については飼育が許可制となり、家主の承諾があるなどベルリン市に出す書類を整えるのに時間がかかるから。ブランデンブルグ州は危険な犬は飼育禁止なので、ベルリン市にしか譲渡先がないことも時間がかかる要因である。

猫舎はガラス張りとしたが、これでは猫が身を隠す場所がなくストレスになる。いまや参考にするには不適切な構造である。犬舎も向かいあう構造にあっているので、今では参考にされない方がよい。

サルは実験動物施設が廃止されて行き場を失ったものを引き取った。サルの飼育にはノウハウがないので、オランダにあるサル財団に助言を得ている。サルは譲渡に出すことは考えていない。ベルリン市だけでラット等も含め、年間 50 万頭の実験動物が利用されている。代替法の開発が必要である。産業動物も多く引き取っているが、屠殺するのが前提であれば譲渡には出せないで、必然的に長くいることになる。

爬虫類も多く引き取っている。興味をもって飼育開始するらしいが、すぐに飽きてしまって持ち込まれてくる。

ただし、毒蛇は預かっていない。預かっても譲渡することができないからだ。

CITES の関係で、国内で飼育が禁止されている希少種のカメがいるが、そのカメを収容しているので、特例として飼育できるように（＝譲渡できるように）行政当局に働きかけているところ。

野良猫で病気や高齢化したものは終生飼養するスペースを設けている。野良猫は人になれないので、飼い主の下に出すことは難しい。

終生飼養し、死亡した動物だけでなく、飼い主が泣きながら遺体を持ち込んできた動物たちの墓地も用意している。

（日本では終生飼養するために、東京などの行政のシェルターには譲渡を受けようにも犬がいない。一方、西日本にはたくさんいるが社会化が進んでおらず譲渡困難な野良犬である。ドイツのティアハイムのように常に譲渡可能な動物がストックされているわけではないので、都市部で犬を飼いたい人がいれば、ペットショップで購入するしかない。ドイツとは異なり、日本では今後も生体販売を続けて行かざるを得ないと考えますが、その中で、どのような配慮が必要かはドイツの例も参考にしながら考えたい。）

③その他

今まで多くの日本人が訪れたが、今回の面会は今までになく非常に有意義だった。通訳の能力もすばらしい。意見交換には、通訳の能力が大きく影響する。

この施設は首相官邸を設計した人のデザイン。素材などについても議論があり、整備予算の削減のため木の塀を考えたが、協議の上、蛇籠積みの塀になったりもした。施設が立派すぎるので、お金に困っているという印象を与えないのが困ったところである。

【補足3】

動物保護施設の運営について

動物保護施設の運営には、人・物資・資金が必要となるが、その確保が施設の運営の課題となる。

ドイツにおいては社会奉仕活動が活発で、連邦政府により社会奉仕活動に関する法律と制度が設けられている。研修期間を含めた6ヶ月～12か月にわたる活動もあるが、長期休暇の取得が保証されていることで余暇活動が行いやすい社会的背景も影響していると考えられる。

また物資については国民に広く寄付を呼びかけるとともに、企業からのスポンサーシップにより、動物の飼育に係る物資だけでなく、施設で使用する物品などの提供を受けているケースもある。

資金については、各々の組織や施設でバザーやオリジナルの商品販売を行ったり、併設した動物病院での診療収入を得たり、個人企業に対する寄付金の募集などにより財源を確保している。

動物保護組織にとって財源確保は非常に重要であり、そのための専門スタッフを雇用しているケースもある。広報担当と財源確保のためのマネージャーは、組織運営に欠かせない存在となっている。

実際に2015年1月に資金難のため閉鎖した保護施設(Tierheim Bergheim)を、国内の別団体(BMT: Bund gegen Missbrauch der Tiere e. V.)が引き継ぎ、運営を継続しているケースもある。

これまでの調査で課題として上がってきたのは、地域での発見動物を行政から委託を受けて保護した際の資金面の問題である。

稀に公設の動物保護施設を有している自治体もあるが、例えばベルリンを例にあげると、発見動物収集所はベルリン保護協会所在の地区の管轄ながら、ベルリンティアハイムの敷地内あるため行政が管理に係る費用をベルリン保護協会側に支払うこととなる。また定められた保護期間を経過した後、所有権がベルリン保護協会側に移り、その後の飼育に係る費用は支払われないため、譲渡までの経費は運営組織の負担となる。

同施設に行政保護のルートで持ち込まれる動物数は少なくなく、健康上の問題があり放棄された動物や、老齢、問題行動をおこしている動物等、譲渡にいたるまでに時間と費用がかかる動物も多いことが、大きな負担になっている。

現在、動物は法律上「物」ではないものの、物に有効な法律の適用もあり、結果発見動物は落とし物同様に行政が管理すべき物ながら、発見動物を収容する動物保護設に十分にその為の費用が流れていない実情、その原因の解明のこころみ、行政と動物保護設を運営する側である動物保護連盟の歩み寄りがこれまで失敗に終わっていることなどが問題となっている。

【補足4】

マイクロチップの装着と登録について

ドイツにおいては、マイクロチップが個体識別のツールとして活用されており、純血種犬の繁殖においては、生まれた子犬の頭数や血統書の管理、また繁殖に用いることができる犬の特定など、ブリーダー協会への登録を義務付けている。

この登録制度が徹底されていることから、いくつかのブリーダー協会で定めている動物福祉に関する規定によって、自分の犬舎から出た犬がティアハイムに入った際に、引き取り保護が可能となる。

また、迷子対策としては動物の登録とデータバンク化は、ドイツではドイツ動物保護連盟の動物登録データベース (Deutsche Haustieregister des deutschen Tierschutzbundes) や、ペット飼育支援団体 TASSO (die Tierhilfsorganisation Tasso.eV) のデータベース、IFTA (identifizieren finden・tracken・anrufen) など率先して行われていて、3大登録組織である。

ドイツ動物保護連盟の動物登録データベースと、TASSO は登録無料。IFTA は登録等に費用等が必要。

登録後のサービスとして、首輪に装着するタグや迷子になった際の 365 日 24 時間の検索サービスなどがある。

登録したデータはそれぞれのデータベースに保存され、検索エンジンは別になる。

IFTA は IFTA の国際データベース (約 6,000 万頭の登録) で検索し、TASSO は PETMAXX 検索エンジンを用い、ドイツ動物保護連盟の動物登録データベースは、700 以上の動物福祉団体が参加するネットワークや、ドイツ動物保護連盟属する 500 以上の動物保護施設で検索し、国外に出た場合には、ヨーロッパの他の登録サービスと連絡して検索する。

いずれの組織も、国外でも検索可能な検索システムにリンクし、ヨーロッパ全域に対応している。

■PETMAXX 検索エンジン

<http://www.petmaxx.com/>

■ドイツ動物保護連盟の動物登録データベース

<https://www.registrier-dein-tier.de/>

■TASSO

<http://www.tasso.net/Tierschutz/Registrierung>

■IFTA

<http://www.tierregistrierung.de/>



「GESUCHT!
探しています！」
TASSO 迷子検索
サービスによる
ポスター
365 日・24 時間
受け付けをうたっ
ている。

したがって、マイクロチップ番号の登録先は 1 か所ではなく、複数のデータベースを検索する必要がある。

また、犬税を徴収する自治体においてはマイクロチップの埋め込みは義務付けられているものの、管理に関しては明確にはなっていない。

ただし、税務署に登録した時点で鑑札が発行されるので、これを装着している犬は多い。

4. 画像



児童公園への犬の立ち入りを制限する表示（フランクフルト）



街中に放置された糞（フランクフルト）



公園内での犬の引き綱装着を促す表示（ポツダム）



建物内への犬の立ち入りを禁止する表示（フランクフルト）



店内への犬の立ち入りを禁止する表示（ケルン）



電車内では犬に口輪の装着を促す表示（ベルリン）



エスカレータでは犬を抱くことを促す表示（フランクフルト）



駅構内の売店での様子（フランクフルト）



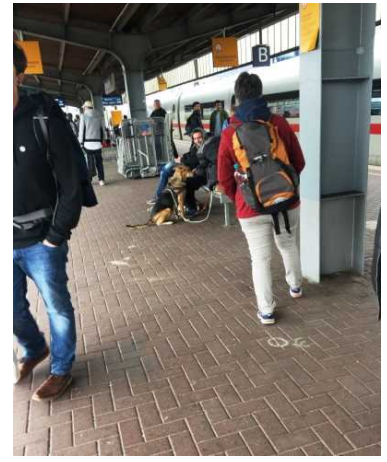
ケルン⇄ボン間の電車内の様子（ケルン）



ハノーファー駅ホームの様子



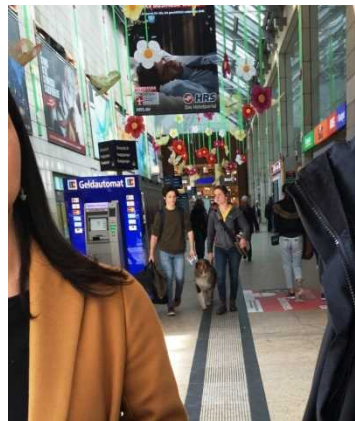
ポツダム駅構内の様子



ケルン駅ホームの様子



ポツダム駅構内の様子



ケルン駅構内の様子



レストラン内の様子（ベルリン）



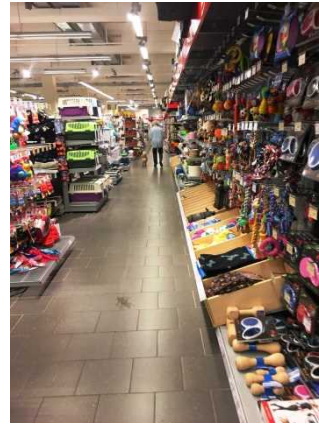
飼い主と供に電車にのる大型犬
(黒のラブラドル)



飼い主と供に出勤し、社内で自由に過ごす
(VDH・ドルトムント)



大型モールの一角にある大型ペットショップ
(ボン)



豊富な品揃えは日本と同様
(ボン)



犬猫は販売していないが、様々な種類の鳥、ウサギや
小動物、爬虫類、魚類などの生体を店頭で販売
(ボン)



店内で一緒になった大型犬の飼い主同士が距離を
保っている
(ボン)



多くのペットショップで、出入口近くに掲示版を設け、
子犬や猫の販売情報や譲りますといった情報を掲示(左)
猫の保護施設用に寄付箱も設置(右)
(ボン)



保護施設では保護動物のための屋外パドックが用意されており、思い思いに日光浴を楽しむ（ボン）



犬舎の様子は類似しており、個別に収容する場合、広さより長さを維持。屋内居室との間に引き上げ式のドアを設けて犬に接することなく出し入れができるように工夫（左・ボン 右・ハノーファー）



攻撃性がある犬には口輪を装着（ハノーファー）



犬舎内の様子（ハノーファー）



ペットとして人気があるウサギも保護数が多い（ハノーファー）



猫舎も自然の風と日光が得られるよう工夫されており、室内から室外パドックに自由に出られる仕様で、猫が上下運動できるよう生態にあった備品が設置されている（ハノーファー）



猫舎内の様子（ハノーファー）



これまでに譲渡された猫の写真がデコレーションされている（ハノーファー）



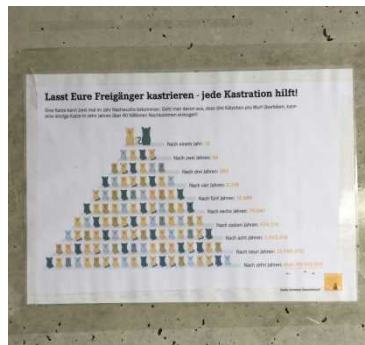
産業動物も保護されるが、譲渡が困難であるため飼い続けることになる（ハノーファー）



動物保護施設内には掲示板が設けられ、飼い主が産まれた子犬の情報や飼育動物を譲る情報を掲示（ハノーファー）



広大な敷地と設備を誇るベルリンティアハイム。しかし清掃等、施設の維持に係る費用など、問題もある。(ベルリン)



2匹のペアの猫が増えていく状況(猫算)を図解(ベルリン)

FIV等の感染症に罹患した猫や身体に障害がある猫の終生飼養舎(ベルリン)



犬、猫ともに設計に不具合があり、模倣には適さないとのアドバイスがあった。猫舎はガラス張りで、猫が身を隠す場所がない。部屋の仕切りに隙間があるため温度管理や、感染症対策に支障が生じるなど。1室ごとに清掃用具を分け、キャットタワーやハウスを入れ目隠しを設けるなどして対応。(ベルリン)

これまでに譲渡された猫の写真をデコレーションするのはどの施設でも同様(ベルリン)



ドイツ国内では、エキゾチックアニマルの飼養放棄が増えている。飼育方法を調べず、安易に購入することが問題になっている。左：ボア・右：イグアナ（ベルリン）



ベルリンでも産業動物が保護されるが、譲渡が困難であるため飼い続けることになる（ベルリン）



犬の屋外パドックについても周りの犬舎との接点に関し改善が必要とのこと。（ベルリン）



実験動物の猿も保護されているが、譲渡ができないため、数が増え続けている。（ベルリン）



